

官報

号外

平成十一年二月四日

○第百四十五回 衆議院會議録 第五号

平成十一年二月四日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣宮澤喜一君。

(宮澤大臣宮澤喜一君登壇)

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案外一案についての宮澤大蔵大臣の趣旨説明

する法律案、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十一年度予算につきましては、平成十年度第三次補正予算と一体的にとらえ、年度末から年度初めにかけて切れ目なく施策を実施すべく、いわゆる十五カ月予算の考え方のもと、当面の景気回復に向け全力を尽くすとの観点から編成したところであります。

この結果、歳出面につきましては、一般歳出の規模を前年度当初予算に対して五・三％増の四十六兆八千八百七十八億円としているほか、歳入面につきましても、所得税及び法人税について恒久的な減税を実施するとともに、住宅建設及び民間設備投資の促進、経済金融情勢の変化への対応等の観点から、適切な措置を講ずることとしたしております。

その中で、公債につきましては、財政法の規定により発行する公債のほか、二十一兆七千億円に上る多額の特別公債を発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、こうした厳しい財政事情のもと、平成十一年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるといたしております。

第二に、租税収入等の実績に応じて、特例公債の発行額をできるだけ縮減するため、平成十二年六月三十日まで特例公債の発行を行うことができるとし、あわせて、同年四月一日以後発行される特例公債に係る収入は、平成十一年度所屬の歳入とすること等といたしております。

次に、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに、現下の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、個人及び法人の所得課税のあり方について、今後の我が国経済の状況等を見きわめつつ、将来抜本的な見直しを行うまでの間、早急に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減措置を講ずるものであります。いわゆる恒久的な減税の具体的内容を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

まず、所得税について、最高税率を五〇％から三七％に引き下げるとともに、平成十一年以後の各年分の所得税額から、二十五万円を限度として、その二〇％相当額を税額控除する定率減税を実施することとしております。また、十六歳未満の扶養親族及び特定扶養親族に係る扶養控除額の加算を行うこととしております。

平成十一年二月四日 衆議院會議録第五号

平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案外二案についての宮澤大蔵大臣の趣旨説明 平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案等の趣旨説明に対する末松義規君の質疑

二

次に、法人税について、その基本税率を三四・五％から三〇％に引き下げるとともに、中小法人の軽減税率等についても所要の引き下げを行うこととしております。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、現下の厳しい経済情勢等を踏まえつつ、経済金融情勢の変化等に対応するため、住宅土地税制、投資促進税制、金融関係税制等について適切な措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、住宅土地税制について、控除期間及び控除限度額の拡充等による住宅ローン減税の実施、長期所有土地等の譲渡所得課税の軽減等の措置を講ずることとしております。

第二に、投資促進税制について、情報通信機器の即時償却制度の創設等の措置を講ずることとしております。

第三に、金融関係税制について、非居住者等の受け取る一括登録国債の利子の源泉徴収の免除等の措置を講ずるほか、有価証券取引税等の廃止にあわせ株式等譲渡益課税の適正化措置を講ずることとしております。

その他、小規模宅地等に係る相続税の特例の拡充、特別法人税の課税の停止、たばこ税の税率の引き下げ、利子税等の軽減等の措置を講ずるは

か、既存の特別措置の整理合理化等を図り、あわせて適用期限の到来する特別措置の延長等の措置を講ずるとともに、居住用財産の譲渡所得課税の特例に係る阪神・淡路大震災による被災家屋の敷地の譲渡期間要件の特例の創設等の措置を講ずることとしております。

以上、平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。末松義規君。

(末松義規君登壇)

○末松義規君 民主党の末松義規です。議題となりました法案につき、民主党を代表して、総理、大蔵大臣、自治大臣に質問いたします。

それら法案の中で、法人減税、住宅ローン減税などの問題につきましては、我々民主党が従来からは正を要求し、ほぼそのラインで是正されてきておりますので、ここでは、所得税減税問題を中心に質問いたします。

ただ、その前に私がどうしてもお聞きしておきたいのは、小淵総理が、あるべき日本の姿として繰り返し胸を張って主張しておられる、富国強兵というコンセプトです。

施政方針演説についても、小淵総理は、内閣の存在のキーコンセプトは富国強兵だと言いつつ切られました。小淵内閣の根本哲学であり看板である富国強兵という言葉は、今後、小淵内閣の隅々にまでしみ渡っていくコンセプトであるだけに、極めて重要です。もちろん、昔から政治の根幹をなすと言われている税制の面でも適用されるでありましようから、この際、その意味を掘り下げてみたいと思います。

御存じのように、明治政府においては、富国強兵、つまり、官僚国家をつくり軍事力で列強諸国と勝負するという国策を全面に打ち出しておりました。小淵総理の富国とは、明治政府の富国と同じものなのでしょうか。また、その内容として、国の経済力、つまりGNPを引き上げるといふこ

とだけなのでしょうか。

さらに、明治政府の富国強兵という言葉と比べますと、今回は、強兵が有徳に変わっただけです。ということは、表では政府スリム化と言いつつ、明治政府の官僚主導の国家経営ということから、裏では維持するという決意をあらわしたということでしょうか。国民中心、市民中心を掲げてきた我々民主党の立場からすれば、ここはどうしても、富国ではなく富民という言葉を選ぶということになると思います。まさにこの点にこそ、民力を掲げる民主党と、国家主義を中心とする自民党政治の最大の対立軸がはっきりわかるのであります。

小淵総理があえて富国にこだわった理由をお聞かせいただきたいし、率直に言って、小淵総理にとって、クリントン大統領が言ったようにピープルファースト、国民が先ということなのか、または、明治政府のように国家が先ということなのか、どちらが主でどちらが従なのか、はっきりとここで位置づけていただきたいと思ひます。

次に、有徳という言葉は私も好きな言葉ですが、基本コンセプトの有徳とは一体何なのか、明らかではありません。御自分の言葉で述べていただきたい。そして、それは、国民に有徳の人々になつてもらいたいというメッセージなのか。あるいは、海外に對し、日本が有徳の国だと思われたという海外へのメッセージなのか。さらに、有徳の有徳があるという場合の主語は一体だれなの

か。政府なのか、あるいは国民なのか。

さらに、小淵内閣のキーコンセプトである有徳の部分、総理の意向として、意識して本年度予算の中に表現されているのかいないのか。特に、

国家統治の基本である税制の中で有徳の思想を具現化していくという指導を行ってきたのか、あるいは行っていくつもりなのか。これらにつき、小淵総理の明確な答弁をお願い申し上げます。(拍手)

具体的に言えば、有徳の考えに合った、例えばNPOの活動に対し、実際に我々が寄附したいと思っても、米国のような寄附控除システムがないこともあり、NPO育成についてのインセンティブについては極めて不十分なものがあります。

これからの日本は、総理も有徳という言葉で述べられたように、我々日本人一人一人の個性や長所を十分に開花させながら、心豊かな人生が送れるということが極めて重要になってまいります。

そうすると、生活のためだけに働くのではなく、人生の目的である自己実現、自己創造を行うために、さまざまな活動が行えるシステムづくりを、早急に我々政治がやっていかなければいけません。税制についても、国家第一主義一点張りではなく、人々の自己創造を助けるような仕組みにすることが望ましいことです。

したがって、自分の徳を伸ばすという点で、自分がよかれと思う活動をしているNPO等に対する活動や寄附金提供については、アメリカ等で行

われているような寄附金控除システムが早急に行われるべきであると思いますが、小淵総理及び宮澤大蔵大臣の考え方を教えてください。(拍手)

次に、所得税減税についてお聞きします。

総理は、衆議院本会議で、民主党の羽田幹事長の問いに答えて、税負担バランスの中立化や景気の配慮の観点から、課税ベースと課税方式の抜本的見直しを伴う減税方式としては、定率減税が適当と答弁されました。しかしながら、政府が提案している最高税率のみの引き下げは、納税者ごとの税負担のバランスをゆがめるものとなります。

例えば、所得税改正後引き下げられた最高境界税率三七％ですが、これが適用されるのは、サラリーマン夫婦子供二人のケースでは、給与収入約二千三百万円以上の階層だけで、数にして、日本国内ではたった十数万人にしかすぎません。それ以下の階層はすべて、以前からの同じ境界税率が適用されます。これは不適当ではありませんか。宮澤大蔵大臣にお伺いします。

第二に、本日に景気に配慮する決意であるならば、消費性向が相対的に低く、海外での資産活用を多く行っていると言われる高所得者に手厚い最高税率引き下げよりも、むしろ国民の大半を占める中低所得者層について税負担等の軽減を図るべきです。

繰り返し指摘されていますが、政府案では、サ

ラリーマン夫婦子供二人のケースで、給与収入七十九万三千円以下の世帯、つまり給与所得者全体の七、八割を占める国民については、九八年の特別減税後よりも負担増になっております。これでは、大きな不安のある中で、国民が消費拡大に動くはずがありません。宮澤大蔵大臣、答えてください。

総理御自身の言に従っても、景気に配慮した所得税率の緊急是正としては、民主党の提案どおり、各段階の税率を一律に二割ずつ下げる方式の方がよほど適当と思いますが、いかがでしょうか。宮澤大臣にお願いします。(拍手)

次に、民主党提案の、扶養控除見直しと子育て支援手当制度セットの導入についてお伺いします。

総理は、さきの本会議で、制度の違いを述べ、民主党の提案する、扶養控除見直しとセットでの子育て支援手当の抜本的拡充案に否定的な答弁をされました。

扶養控除の成り立ちを見ますと、社会保障制度の整備が立ちおくれた戦前戦後の我が国において、税制のあり方というよりは、むしろ社会保障制度の代替措置として扶養家族についての所得控除が設けられ、拡充されてきたという歴史がございます。

これは、過去についてはやむを得ない面があったかもしれませんが、世界有数の経済先進国と

なった今日、いつまでもこのような税制をいたずらに複雑化する控除制度に対し、社会保障制度の代役を求めることそのものが不適切であります。小淵総理並びに宮澤大蔵大臣の考えを尋ねます。

いずれにしても、今回の減税の一番の問題点は、その場しのぎのばらまき減税だということ。日本の将来につながる展望がないんです。財政事情がさらに厳しくなり、大幅減税ができなくなる将来状況を思えば、今ここで将来の構造改革にこの減税を活用してつなげていかずに、いつ構造改革をやるんだという気持ちでござい

ます。民主党は、構造改革を重視しています。内容としては、第一に、課税ベースを広げることを目的に納税者番号制度を入れ、総合課税化を実施していくこと、二番目に、税制の簡素化を目的に扶養控除を整理し、これらの控除を社会保障政策に切りかえていくこと、三番目に、中央政府の規模を大幅にスリム化して、地方主権につなげていくことなどです。このような構造改革を進めていく戦略が今ここで一番重要なわけです。こういった構造改革に対して直ちに検討すべきだと思いますが、小淵総理、いかがでしょうか。

総理は御答弁の中で、国民生活の将来像を示した上で、税制についても抜本的改革案を示すと言われておりますが、はっきりと時期を明示してい

ただきたい。まごまごしていると、日本経済が危篤状態になってしまうからです。また、その抜本改革につき、どのような基本的イメージをお持ちなのでしょう。小淵総理と宮澤大蔵大臣にお伺いします。

次に、自由党を代表するお立場の野田自治大臣にお聞きします。

昨年の参議院議員選挙の際、自由党は公約として、所得税と住民税を半分にすることとを掲げられました。公約は、公党と国民との契約なので、極めて大きな重みを持っています。現在、自民党との連立協議の中で、かつてのこうした主張が消えてしまいました。

自由党の主張で税制改正について盛り込まれたのは、実質上、言葉だけの消費税福祉目的税化、そして課税最低限をさらに引き上げてしまった扶養控除の引き上げぐらいではないでしょうか。これでは、自由党が主張してきた政策本意の自自連立とは言えないんじゃないでしょうか。さきの公約の実現は、今でも一貫して目指しておられるのでしょうか、それともおられないのか、明言していただきたいと思います。野田大臣の率直な御答弁を求めます。

最後に、私は、二十一世紀は二十世紀のように物質的豊かさを競う時代ではなく、自立と共生を目指す思いやり社会の中で、自分の存在理由を競う時代になると位置づけております。そのような

環境づくりをリードしていくのが新しい政治の役割だということをご強調させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 末松義規議員にお答え申し上げます。

冒頭、かねて私が申し上げてまいりました富国

有徳につきましてのお尋ねがございました。私は、施政方針演説で申し述べたところでありますが、最も重要なことは、国民一人一人が幸せで豊かな生活をし、安心して暮らせる社会を築くことであると考えております。そこで、富国と富民ということを申されましたが、私は、国は立派だが国民は不幸せというようなことはあり得ないわけでございまして、したがって、国民と国家とを対立的にとらえるべきではなく、一体として考えていくべきである、こう考えております。

こうした社会を築いていく上で、経済の繁栄はいわば基礎的な条件であることは申すまでもありません。同時に、経済面のみでは真の豊かさや心の充実を実現できないことも、これはまた当然であります。そうした意味で、国全体として、徳すなわち高い志を持った国家でなければ、真に豊かな国であり続けることは不可能であり、また、何よりも世界から信頼されなくなると考えております。

こうした考えに立ちまして富国・有徳ということをお願いしてきたところでありますが、さらにこれに肉づけすべく、二十一世紀のあるべき国の姿について、有識者から成る懇談会を設置いたしました。次の世代に引き継ぐべき指針をまとめたいと考えております。本日、末松議員の御指摘も一つの御意見として受けとめさせていただきますと思います。

有徳がどのように予算に反映されているかという点であります。私は、内閣をお預かりして以来、徳すなわち高い志を持った社会の実現に努めてまいりたいと考えております。その姿勢の一つのあらわれがまた、本年度予算であるとも思っております。

具体的には、他人に優しく、美しいものを美しいとごく自然に感じ取ることのできる社会、隣人が優しく触れ合うことのできる社会、そして、何よりも住みやすい地域社会を建設することであると考えておりました。一歩でもそうした社会に近づけるよう、予算面でも、提唱いたしております二十一世紀先導プロジェクトを初めとして、都市、住宅、環境、教育、福祉といった二十一世紀を見据えた分野に重点的、戦略的に予算の配分を行ったところでございます。

税制との関係につきましてお尋ねがありました。

真に豊かな国家を目指すため、まずは経済再生を図ることが肝要であるとの認識のもと、大規模

な減税の実施を決断したところであります。この中で、恒久的な減税のほか、住宅減税を実施することともに、二十一世紀を見据えた社会経済情勢の変化に対応するさまざまな措置を講ずることとしたしております。

次に、NPOの活動に対して、寄附金控除についてのお尋ねがありました。

我が国におけるNPOへの寄附金の税制上の取り扱いにつきましては、今後、法人としての資格を取得するNPOの実態を見きわめた上で、寄附の公益性が担保される仕組みを前提として、税負担の公平にも留意しつつ、慎重に検討していく必要があると考えております。

人的控除のあり方についてのお尋ねでありましたが、個人所得課税におきまして、基礎的な人的控除を差し引くことによって、担税力の調整を行いながら課税所得を確定するというのが基本的な考え方であり、子供のいる納税者につきましては、子供の数に応じた扶養控除等を設けておるところであります。

いずれにしても、人的控除等の課税ベースのあり方につきましては、税率構造や課税方式のあり方とあわせて、抜本的改革へ向けて、腰を据えて検討を行っていく必要があると考えております。次に、今回の減税につきましてお尋ねがございました。

将来の抜本の見直しを展望しつつ、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、早急に税負担の軽減を図

る観点から、期限の定めのない恒久的な減税を実施することとしたところであります。

個人所得課税につきましては、最高税率の引き下げを行うことといたしておりますが、これは、我が国の将来を見据え、国民の意欲を引き出す観点から行つたものであります。また、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、早急に税負担の軽減を図る観点から、課税ベースや課税方式の抜本的見直しを伴わずに恒久的な減税を行う方式として、納税者ごとの税負担のバランスをゆがめない定率減税をとつたところであります。

法人課税につきましては、我が国企業の国際競争力の発揮、企業活動の活性化の観点から、その実効税率を国際水準並みに引き下げるとの趣旨で、法人税及び法人事業税の基本税率を引き下げるとともに、中小軽減税率等も引き下げることとしたしております。

したがいまして、今回の恒久的減税がばらまき減税であるとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、二つの問題につきまして御意見を開陳をされました。直接のお尋ねではなかったと思いますが、重要な点でございますので申し述べさせていただきますが、納税者番号制度の導入による総合課税の問題であります。

総合課税化につきましては、今後の納税者番号制度等、所得把握体制の取り組みも含め、理論的実態面から十分検討を進めていく必要がございます。

す。また、納税者番号制度につきましては、国民の受けとめ方や考え方を十分取りながら、同制度の目的を初め、プライバシーの問題、経済取引への影響、コストと効果の諸課題について、議論をさらに深めていく必要があると考えております。

もう一点、中央省庁のスリム化について御意見がございました。

中央省庁等の改革は、内閣の最重要課題の一つであり、揺るぎなく推進してまいりたいと考えております。今国会におきまして、中央省庁等改革関連法案の提出を予定いたしております。この中で二十一世紀の我が国にふさわしい中央省庁の具体的な姿をお示ししてまいりたいと考えております。

橋本前総理が全精力を傾け取り組まれた課題でもあり、私といたしましても、いささかも退くことなく、その実現のために全力を尽くしていく決意でございます。

最後に、税制の抜本的改革についてお尋ねがございました。

我が国の将来を見据えた税制の抜本的見直しにつきましては、究極、国民一人一人にさまざまな意見のあることから、今後の我が国の経済の状況等を見きわめつつ、税体系のあり方などを含む幅広い論点について、しっかりと検討を行っていく必要があると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣官舎第一君登壇)

○国務大臣(官舎第一君) 經理の御答弁を補足して申し上げます。

NPOにつきましては、これからどのような団体か、どのような活動をされるかということ、実態を見きわめたいと思っております。それによりまして、寄附の公益性が担保されるような仕組みを考えまして、減税措置をいたしてまいりたいと思っております。

次に、所得税の改正についてお話がございました。

最近、いわゆる定額減税をいたしました。本来、所得税の一番大事な部分は累進課税でございますので、これによって公益性が保障される、フェアであるということでございます。定額減税をいたしますと累進性というものが死んでしまふわけでございます。したがいまして、できるだけ減税はやはり定率にして累進を生かすということが大事なことだと思います。二月ぐらいかかりました。その場合には定率で難しくなりまして、定額でございますとそれだけ引けばよろしいわけですから、そういうことをいたした場合がございまして、できれば累進性を生かすという意味で、定率にするのが本来であると思っております。

したがって、そういう意味で、末松議員が言われました、各段階の税率を一律二〇%引き下げ

方式がいいと言われましたのは、その物の考え方は、私どもと同じでございます。まさにその方が累進性が生きてまいりますので、本来であると存じます。そこは、私ども、異存がございません。

それで、おっしゃいましたことは、政府は、実はその最高税率を下げるではないかと。これは本来余計なことであつて、これも二〇%だけ減税すればそれでいいではないか、そういう御主張であります。

そういったと、確かに、最高税率を下けた分だけ、それだけの財源が浮いてまいりますから、それだけの財源を使えば、もう少しその他の階層に、頭打ちを少し大きくして、より大きな減税ができる、そういう御主張で、それは一つの一貫した御主張と思ひますが、それにもかかわりませず、私どもが最高税率をこの際下げましたのは、もう随分前から、税制調査会から、やはり六五という税率は先進国としては高過ぎるということとを言われておりまして、いつかは直したいと思っております。

そして、我が国でも、いろいろこれからベンチャービジネスもできたり、国民が一生懸命やってももらいたいということがございますから、いかにも六五という税率は将来のためにいかかというところ、及び外国からたくさん人がこれからも来られて、我が国でも仕事をしてみようことになるのでございましょうから、日本の所得税だけ

平成十一年一月四日 衆議院會議録第五号

平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案等の趣旨説明に対する末松義規君の質疑 平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案等の趣旨説明に対する石井啓一君の質疑

六

が高いということもいがか、こういう考え方
で、このたびの最高税率の引き下げをいたしまし
たわけであります。

税制調査会の考えによりますと、余り高い税率
は生産活動を阻害しかねない、あるいは租税の回
避を起すことがあるというようなことでござい
ますが、ただいまのような考えから最高税率を引
き下げたわけでございます。

その点は、御主張には私は一つの一貫したお立
場があると思ひますし、それによってその他の階
層の減税をもう少しふやすことができたというこ
ともそうであると思ひますが、そのような立場か
ら政府としては最高税率の引き下げをいたしまし
た。

それからもう一つ。いわゆる社会保障との関係
で、扶養控除のことに御言及がございまして、こ
れは総理がお答えになったわけですが、児童手当
とかそういう制度を、税の人的控除でやるか、あ
るいは人的控除でやらずに、児童手当そのものを
歳出でやるかというのは、国によって違っており
まして、例えば、アメリカは、人的控除でやって
おりまして児童手当がございせん。イギリスの
場合には、児童手当がございまして人的控除はご
ざいせん。我が国は、両方のミックスをやって
おりまして、将来にわたって人的控除というもの
を一般的にどう考えるか。

これは、私どもの気持ちで言いますと、やはり
担税力というものがあって、子供さんがたくさん

いれば、その応能負担というもので控除をすべき
であらうというような、税そのものの持っている
思想でやっておりますけれども、この両方に施策
がまたがっておりますので、将来、いろいろ検討
をする課題になるかもしれないというふうに思っ
ております。

それから、将来の抜本的な税制改正というのは
いつかということ、総理もお答えになられまし
たが、今、平成十一年度の租税見直しは、昭和
六十二年度まで押し戻されておりました、それ
は、毎年マイナス成長ではどうもやむを得ないこ
とでございまして、我が国の経済がせめて二％
程度の成長軌道に入つた、そういうときに、全部
の財政あるいは税制を基本的に考えるべきではな
いかというふうに思っております。(拍手)

(国務大臣野田毅君登壇)

○国務大臣(野田毅君) 末松議員にお答えいたし
ます。

税制改革について、参議院選挙では、所得税、
住民税を半分にするということを公約していた
が、自連立協議の中でいまいちになっているの
ではないかとお尋ねがありました。

行革減税、つまり、所得税、住民税を半分にす
る、その財源は主として行政改革による歳出削減
によって行つたというのは、自由党の基本政策であ
ります。これは、経済の活力を維持発展させる上
で可処分所得の確保が極めて大切なポイントであ
るということ、それから行政の簡素化へのドライ

ブをかけるということを考慮して打ち出したもの
でありまして、その理念とするところは、いわゆ
る官が民からお金を取り上げて使い道を決めてい
くというのではなくて、できるだけ民にお金は残
しておいて、みずからその使い道は決めてもら
うという、幅広い選択肢の中でみずから決めてもら
うということを考えておるところであります。

いわば、国民がみずからの才覚と自己責任によっ
て自由に活動できる社会、フリー、フェア、オー
プンな社会をつくるということであつて、その方
針は何ら変わることはありません。

自民党におかれても、効率的で簡素な政府を構
築するというこの基本的な方向性は、自由党と一
致をしているところだと考えております。

平成十一年度税制改革につきましては、大幅な
減税が行われることとなりましたが、これは、党
首合意における、直面する経済危機を克服するた
めの当面の措置として、法人関係税の実効税率の
引き下げ、所得税、住民税等の減税により十兆円
規模の減税を行うということを実現したものであ
ります。

なお、消費税の使途を福祉目的に限定すること
や、土地住宅税制、設備投資減税、あるいは有価
証券取引税の廃止、あるいは法人税における連結
納税制度の検討などなど、かなり前進した税制改
革の内容であると考えております。

また、経済社会の構造改革を進めるとともに、
社会保障制度の基盤を強化するための税制の抜本

改革については、引き続き、自民、自由両党の間
において協議が行われることになっておりまし
て、自由党は、構造改革の実現に向けて努力をす
るのは、これは当然のことであると考えておりま
す。

以上、お答えをいたします。(拍手)

○議長(伊藤家一郎君) 石井啓一君。

〔石井啓一君登壇〕

○石井啓一君 公明党の石井啓一でございます。

私は、公明党・改革クラブを代表いたしまし
て、ただいま議題となりました平成十一年度公債
発行特例法案並びに税制関連三法案に関し、小淵
総理大臣並びに閣僚大臣に質問をいたします。

本年一九九九年、我が国経済は重大な岐路に差
しかつております。デフレスパイラルのらせん
を転げ落ちるのか、それとも確かなる回復軌道へ
乗せる足がかりをつくるのか、まさに起死回生を
かけたラストチャンスであります。

日本全体を覆うさまざまな不安を打ち払い、目
前に迫つた二十一世紀を明るく希望にあふれた世
紀としていくための重要な年であると位置づけ、
まずは景気の回復に全力を傾けなければならませ
ん。しかしながら、過去の経験に基づく景気対策
に終始するならば、大きな過ちを犯すことになり
ます。戦後経済を支えてきた金融、産業、雇用、
社会保障など、さまざまな構造システムが疲弊し
ていることによる構造不況としてとらえ、大変革

れました。基本的な方向は評価しますが、本来、最高税率の引き下げに当たっては、総合課税化や納税者番号制度の導入といった課題とセットで行われなければ、金持ち優遇との批判を免れないとともに、後々の制度導入に大きな支障を来すのではないかと思います。総合課税化、納税者番号制度についての総理並びに大蔵大臣の認識をお伺いいたします。

所得課税の減税規模は、控除の引き上げで若干規模が膨らみましたが、住民税と合わせると、昨年、九八年に行った特別減税とほぼ同じ四兆三千億円であり、最高税率の引き下げ等によって高所得者の減税規模が拡大する一方で、夫婦子供二人の平均的な世帯では、年収七百九十三万円以下の層は昨年と比べて税負担が重くなります。給与世帯全体では、六割を超える世帯が昨年と比べ税負担がふえる結果になります。これでは、一般の税制改正の重要な意義の一つである景気対策にはなり得ません。

我々は、現在の深刻な不況を考えるのであれば、基本的な考え方として、昨年と比べても大半の国民が減税の恩恵を受け、消費刺激につながる施策を実施すべきと考えます。当面の景気刺激策として、何らかの形で税負担がふえる部分を埋め合わせる措置を導入すべきであると強く主張をいたします。(拍手)

私どもは、昨年度の特別減税よりも負担増になる所得層に対して、所得税で本人二万円、扶養家族各

族各一万円、住民税で本人二万円、扶養家族各五千円の戻し税を導入することを提案しております。

また、今回、十六歳未満の扶養控除額が引き上げられる案になっておりますが、扶養控除の増額では、既に課税最低限以下の所得の世帯では全く受益がありません。また、所得により減税の受益額が変わってくることを考えると、今後の子育て支援のためには、所得控除で対応するよりも、むしろ支給面に対応すべきと考えます。

私どもは、十六歳未満の扶養控除を廃止し、かわって、ゼロ歳から十六歳未満の子供に、第一子、第二子で月額一万円、第三子以降で月額二万円の児童手当の抜本的な拡充を提案しております。

以上申し上げたような税負担増の埋め合わせ措置がとられなければ、今回の減税法案には到底賛成できるものではありません。総理並びに大蔵大臣の前向きな答弁を期待いたします。(拍手)

なお、私どもの強い主張により実現した地域振興券につきましては、消費回復の呼び水としての期待が日増しに高まっております。悲観的論調が多い中で、これほどさわやかな話題を呼び、また国民の消費マインドを高めたということからしても、その効果ははかり知れません。今後の状況により、地域振興券をさらに追加的に実施することを検討すべきであると考えますが、総理の見解をお伺いします。

次に、住宅税制について伺います。

今般の税制改正で住宅ローン減税が大幅に拡充されていることについては、一定の評価をいたします。しかし、住宅については、バブル期にマイホームを購入した多くの方が、資産価値が下落する一方で、所得が伸びず、ローン地獄に苦しんでいる実態を無視するわけにはいきません。私は、既に住宅ローンを組み、返済に苦しんでおられる方々に対して、買いかえだけではなく、売りの場合の譲渡損失についても何らかの税制上の措置を講ずべきであると考えます。

小淵内閣が生活空間倍増という政策目標を掲げられているのであれば、当然前向きの検討がなされると思いますが、総理並びに大蔵大臣の答弁を求めます。

国民生活に密着した税制改正として、医療費控除制度の拡充を求めます。

現在、所得税の医療費控除は上限が二百万円ですが、特に難病患者の医療費負担には極めて重いものがあります。例えば、人工呼吸器を装着して自宅で闘病しておられるALSの患者の方の場合、介護費用を中心とする医療費は、月当たり五十万円から七十万円、年額では六百万円を超える重い負担となっております。医療費控除は、昭和五十年に引き上げられて以来、据え置かれており、この間の物価上昇等を考えるだけでも、十分に引き上げの妥当性はあると考えます。総理並びに大蔵大臣の積極的な答弁を期待いたします。

税制改正による減税の財源は、赤字国債であります。今日の深刻な不況を脱するため、経済再生なくして財政再建なしとの認識に立つならば、当面の措置としてはやむを得ないと考えます。しかしながら、三十一兆円に上る大量の国債が明らかになり、長期金利は急上昇し、その結果、住宅金利の上昇を招く、企業収益を圧迫するなど、減税効果を相殺しかねない皮肉な状況があらわれております。

大蔵省が公表した中期財政試算によっても、一定の経済成長によって税収はふえても、膨大な国債の金利がそれを上回ることから、結果として、経済成長率が高まっても公債の新規発行額は減らないということになっております。これらを見るにつけ、私は、ある意味において、国債に依存した景気刺激策そのものに限界があらわれているのであり、本格的な構造改革が待たなしに迫られているという認識を強く持つものであります。

最後に総理の見解をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 石井啓一議員にお答え申し上げます。

まず、政府経済見通しにつきましてはお尋ねがございました。

平成十一年度は、金融システム安定化策等によりまして、不良債権処理、金融機関の再編が進んでおりまして、我が国実体経済の回復を阻害して

まいりました要因が取り除かれたと考えております。また、昨年末に成立いたしました十年度第三次補正予算のもとで、切れ目なく景気回復策を実施しております。十一年度予算におきましても、恒久的減税を初めとして、国、地方合わせて、九兆円を超える思い切った減税を実施するほか、公共事業につきましても大幅な伸びを確保するなど、積極的な財政運営を行うことといたしております。

このような諸施策と民間の真剣な取り組みが相まって、十一年度に我が国経済の実質成長率が〇・五％程度まで回復するものと確信をいたしております。

平成十一年度予算についてのお尋ねでありましたが、政府としては、当面の景気回復に全力を尽くすとの観点から、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮するとともに、科学技術の振興など、将来の発展基盤を確立する施策も十分取り入れたものとしております。また、税制につきましても、従来なし得なかった思い切った内容の恒久的減税を初め、国、地方を合わせ、平年度九兆円を超える減税を実施することといたしております。以上、私としては、いわば背水の陣をしいて、思い切った決断を行ったところでございます。

これらの諸施策と民間の真剣な取り組みと相まちまして、先ほども申し述べましたが、平成十一年度には、我が国経済の実質成長率が〇・五％程

度まで回復するものと確信をいたしております。私は、この平成十一年度を経済再生元年と位置づけ、日本経済の再生にさらに全力を尽くしてまいりたいと考えております。(拍手)

次に、ペイオフの問題についてお尋ねがございました。

従来からの考えに実は変わりはありませんで、ペイオフを延期することは考えておりません。

すなわち、現行の預金保険法におきまして、二〇〇一年三月三十一日までに特別資金援助の申し込みがなされた場合、預金等を全額保護し得る仕組みが整備されておりますが、二〇〇一年四月以降の金融機関の破綻処理におきましては、ペイオフの延期はしないこと、言いかえますと、預金の全額は保護されず、一千万円を超える部分の預金については預金者にも負担を求めることとなりますが、このことにつきましては、これまでも申し上げてきておるところであり、その考えには変わりありません。

次に、中小企業の資金繰り支援の拡充についてお尋ねであります。貸し渋り対応特別保証制度につきましても、承諾件数が、既に中小企業の十社に一社に当たる約六十万九千件に上っており、このうち、昨年末には、私みずから、借り手である中小企業団体や貸し手である金融機関との懇談会を設け、融資の実態や意見等をお聞きするとともに、金融機関に対して、改めて適切

な対応をお願いいたしておるところであります。さらなる対策につきましては、景気動向や貸し渋り対策の実施状況等を注視しつつ検討すべき課題であると考えておりますが、今後とも、貸し渋り対策に万全を期してまいりたいと思っております。

次に、三会派実務者間の覚書についてのお尋ねでありました。

本党の財政・金融の完全分離及び金融行政の一元化が具体的に何を意味するかにつきましては、政党内閣協議の中で整理が行われ、政府にお示しいただけるものと理解いたしております。政府といたしましては、政党内閣協議の検討結果を踏まえ、適切に対処いたしてまいります。

次に、個人及び法人の所得課税の抜本的見直しの時期について、お尋ねがありました。

個人及び法人の所得課税のあり方につきましては、税負担の公平の確保、税制の経済に対する中立性の保持及び税制の簡素化の必要性等を踏まえ、今後の経済状況等を見きわめつつ、我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応する抜本的改革に向けて、腰を据えて検討を行っていく必要があると考えております。

財政再建の時期と税制の抜本的改革の時期についてであります。個人及び法人の所得課税の抜本的見直しにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後の我が国の経済の状況等を見きわめながら、幅広い観点について、十分な議論を進めていく必要があると考えております。他方、財政

構造改革につきましては、日本経済が回復する軌道に乗った段階におきまして、財政、税制上の諸課題につき、中長期的な観点から幅広くしっかりとした検討を行い、国民の皆様にもそのあるべき姿を示さなければならないと考えております。

総合課税化、納税者番号制度についてお尋ねでありました。

総合課税化につきましては、今後、納税者番号制度等、所得把握体制への取り組みも含め、理論面、実態面から十分検討を進めていく必要があります。また、納税者番号制度につきましては、国民の受けとめ方や考え方を十分取りながら、同制度の目的を初め、プライバシーの問題、経済取引への影響、コストと効果等の諸課題について、議論をさらに深めていく必要があると考えております。

次に、戻し税についての御提案でございます。

御指摘のような定額方式の減税を行うことは、昨年のような、諸外国に比し突出して高い水準の課税最低限が継続し、納税者が構造的に大幅に減少することになり、基幹税たる個人所得課税のあり方として適当でないと考えております。

なお、今回の見直しにおきまして、定率減税に頭打ちを設け、控除率をある程度大きくすることにより、中堅所得層に配慮するとともに、一定の扶養控除額を加算を行うことにより、子育て、教育等の負担のかさむ世帯に配慮いたしておるとこ

るでございます。このような大規模な減税を、一時的でなく、期限を定めず継続して実施することによりまして、消費者や企業のマインドを高め、景気に効果的に作用するものと考えております。児童手当の拡充についてお尋ねがありました。この制度におきまして、三歳未満の時期に給付を重点化した改正を既に行ったという経緯や、児童手当のあり方についてさまざまな意見があること、御指摘のような拡充のためには巨額の財源が必要であること等を考えますと、慎重な検討が必要であると考えます。

地域振興事業についてお尋ねがありました。事業主体であります市町村には、大要事務的に御苦労いただいておりますが、先般、一月二十九日には島根県の浜田市で交付が開始されるなど、順調に動き始めたことと喜んでおります。地域振興券をめぐるテレビ、新聞等の報道を見ておりますと、さまざまな話題とともに、メディアで大きく取り上げられるなど、社会的反響も大きく、全国の市町村や商店街で、地域おこしに熱心にお取り組みいただいていることに大きな意義を改めて感じております。

今後の取り扱いにつきましては、今後の経済情勢や今回の事業の効果等も十分見きわめつつ、また、御党を初め関係の方々の御意見を拝聴した上で考えなければならない課題ではありますが、まずは、現在準備中の事業の実施に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、居住用財産の買いかえの場合の譲渡損失の繰越控除制度を拡充すべきでないかということのお尋ねであります。本制度は、平成十年度改正におきまして、住宅をめぐる諸情勢に特に配慮し、バブル期に住宅を購入し、住宅の含み損を抱え、買いかえに踏み切れないでいる者の住みかえを支援することによりまして、景気対策に資する観点から措置したものでありまして、御指摘のような拡充は甚だ困難であることを御理解願いたいと思います。

医療費控除についてお尋ねがありました。医療費控除は、一般的な水準を上回って偶発的に生じる医療費の負担をしんしゃくする制度として設けられているものであります。その最高限度額につきましては、家計の平均的な医療費負担の水準から見ても、現在適切なものと考えております。

最後に、本格的な構造改革が待たなしに迫られているとの御指摘がありました。昨年末に緊急経済対策を取りまとめ、十分な需要喚起を行うなど、機動的、弾力的な経済運営を行ってきたところであります。同時に、我が国経済が、豊かさの中の不況ともいえるべき現在の状況を脱し、自律的に発展していくため、構造改革、特に新事業を創出することによる良質な雇用の確保や生産性向上などによって、経済の供給サイドの体質強化を図る経済構造改革を一層推進することがぜひとも必要であります。

このため、去る一月二十九日に産業再生計画を策定したところであり、経済構造改革に向けた取り組みに全力を挙げてまいる決意であります。

以上、お答えをいたしました。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣(宮澤喜一)君登壇)

○国務大臣(宮澤喜一) 総理の御答弁を補足いたします。

平成十一年度において〇・五％の経済成長をどうしても達成しなければならぬということにつきましては、先ほど総理がお述べになられましたとおりですが、財政自身も実は背水の陣をしいておる思いでありまして、御承知のとおり、十一年度予算の国債依存度は三七・九％でございますが、今後わろうとしております十一年度におきまして、第三次補正まで重ねましたところで公債依存度が三八・六％でございますから、ほぼ同じ水準で新しい年度をスタートしなければならぬ、そういう実情でございます。

それから、来年度の税収見積もりはほぼ四十七兆円でございますが、これは昭和六十二年の税収とほぼ同じ水準まで落ち込んでおるということでございますので、この観点からいたしましたとしても、こういう状態は財政としては長く続けていられないというのが実情でございます。私も背水の陣をしいておる思いでございます。

それから、大部分は総理がお答えになられましたたが、いわゆる納税者番号でございますが、これはもう長いこと、政府内部あるいは私も大蔵省の部内でも検討を続けておりますが、結局、同じような目的を持った制度があちこちで考えられている。あるいはプライバシーの問題もございまして、経済取引にどのような影響を与えるかという問題も軽視できません。押しなべて、コストと効果との関係について、徴税という面からはもうこれは大変に欲しい制度ではございますけれども、国全体として考えましていろいろ問題がございまして、議論をなお深めていく必要があるだろうと思っております。

それから、先ほど定額減税と定率減税の問題につきましては申し上げましたので省略いたしますが、扶養控除を今度ふやしたということについて、それはむしろ別途にそういう児童手当であるとかいうようなことを考えるべきではないか、そういう御議論でございました。

しかし、税制といたしまして、子供さんがいるというようなことは担税力に關係をいたします。税制自身のそういう必要からそういう控除をやはりやっていきたいという問題がございまして、かたがた、この児童手当等を人的控除として行つか、あるいは国の歳出として行つかということとは、各国にも差異がございまして、これは先ほど申し上げたとおりでございますので、この点はもう

○国務大臣(与謝野馨君) 中小企業の資金繰り支援の拡充についてのお尋ねでございますが、昨年十月に発足いたしました貸し渋り対応特別保証制度については、制度開始から一月末までの四カ月間で、既に保証承諾に至った実績は約六十万九千件、約十二兆三千億円となっており、多くの中小企業の皆様方に御利用をいただいております。

金融再生委員会といたしましては、先般公表いたしました、先ほど石井議員もお触れいただいた、金融再生委員会の運営の基本方針に沿っています、不良債権処理の早期完了を図りますとともに、二〇〇一年三月末を区切りとして制定されております早期健全化法や金融再生法等を的確に運用いたしまして、二〇〇一年三月末までに、預金者やマーケット等関係者から信頼される金融機関、金融システムを実現すべく万全を期してまいります、このように考えております。

以上でございます。(拍手)

こうした大きなリスクを背負いながら、現在審議を進めている予算ではありませんが、まず最初に質問しなければならぬのは、深刻な景気状況に対して、この予算がどこまで本当に効き目があまるのかということです。

こうした厳しい現実にもかかわらず、いまだ自
民党政権の中身も、したがってその予算の本質も
何ら変わっていないということが、日本の危機的
状況の根本原因であります。(拍手)

国民の切実な声を代表して、改めて小淵総理にお尋ねします。根本的に予算の組み替えをする意思はありませんか。同時に、これまで膨れ上がったこの債務をどのように返済していくのか、国民の不安を解消する意味でも、明確なビジョンを聞かせていただきたいと思います。(拍手)

次に、金融関連の六十兆円の公的枠組みについてお尋ねをいたします。

昨年の金融国会で枠組み合意のできた金融関連の六十兆円に上る公債資金が、いつ、どのような形で実行され、具体的な公債となって計上されてくるのかということであります。

六十兆円の内訳は、資本注入が二十五兆円、破綻金融機関処理のために十八兆円と、あとは預金保護を目的とする七兆円であります。まず、資本注入の二十五兆円枠については、現在の金融再生委員会における議論を踏まえて、それぞれの金融機関がどれぐらいの資金投入を希望しており、それに対して、最終、どれぐらいの資金投入になるのかをお答えいただきたいと思います。

次に、破綻金融機関処理の十八兆円枠と預金者保護の七兆円枠についても、ここで明らかにしていかなければならないことが幾つかあります。

まず、預金保険機構が問題であります。日本銀行からの借り入れが八兆円を超える額になり、日銀のバランスシートをこれ以上悪化させないためには、これの返済が迫られているわけであります。これを前提にして、預金保険機構は独自に十兆円規模の債券発行を希望していると聞いております。しかし、一方で、大蔵省の金融審議会が、金融機関の要請によって、預金保険料率を引き下げる方向で検討を始めたということが昨日の新聞報道で明らかになっております。

さらに、その背後に、二〇〇一年三月までが期限となっている、先ほど話の出ましたペイオフ、預金の全額保護を期間延長してほしいという業界の意向も聞こえてくるのであります。ペイオフは

怖いから、できるだけ先延ばしをしてほしい、しかし、預金の全額保護にかかるコストはできるだけ安くしたい、だから日銀の借り入れの巻きかえも含めて、できるだけ公債資金にツケを回そうという業界にとって、全く都合のいい力学がここに働いているのは明らかであります。

こうした最近の一連の議論は、金融業界の自己責任、自助努力の大前提に真向から逆行するものであります。安易な公債発行が、業界の構造改革を先送りさせる可能性があります。

ここで、大蔵大臣の意思を改めて確認したいと思うのでありますが、二〇〇一年三月までのペイオフ凍結については、先ほど、延期はないという断言した答弁がありました。それを前提にして、預金保険料率は当然それまで現行のままできくと確認したいのでしょうか。そして、破綻処理と預金保護の枠三十五兆円のうち、最終的にどれほどが実際に使われる見込みなのか、見解を聞かせていただきたいと思います。

次に、最近の債券の急落と、それが及ぼす景気回復への悪い影響について、お尋ねをいたします。

国債の大量増発によって長期の金利が急騰して、一年半ぶりに二・三％のレベルになりました。また、昨年の十一月には、ムーディーズが日本の国債をトリプルAからダブルAに格下げをしました。長期金利の上昇は、それぞれの企業に対して、資金調達コストを上げ、収益率を圧迫する形で影響を及ぼします。

さらに懸念されるのは、債券価額が下落して債券の含み損が拡大することにより、破綻に追い込まれる金融機関が出てくる環境をここでもつくってしまうということであります。年度末には二・七％のレベルまで上昇するだろうという多くのアナリストの予想は、決算期を迎えた企業にとって深刻な状況をつくり出しています。

国債の格下げもまた、企業の資金調達にマイナスの影響をもたらします。現実の債券市場には、いかなる企業の格付も当該国の格付を超えることはできないというカントリー・シーリングが存在をいたします。日本の国債の格下げに連動する形で、日本企業の社債の格付も低目となっていくわけであります。自動車、電機、金融など各分野で、日本の代表的な企業もまた格下げされ、そのためにこれらの資金調達コストが上昇をしております。

ムーディーズのアナリストは、このままいけば、日本の国債はさらに格下げの懸念もあると示唆しております。これは、格付機関に言われるまでもなく、国債発行が限界まで来ているという認識、そしてその危機感是我々の中にもはっきりあるのであります。

そこで、経済企画庁長官にお伺いしたいのですが、こうした不安定な日本の債券の動向と、それが経済に及ぼす影響をどのように見ているのか、所見を聞かせていただきたい。さらに、純粋に経済専門家として、課屋長官、あなたは、日本が許容できる国債の発行レベルはどの辺にあると考えますか、この際お尋ねをしたいと思っております。

私は、ここで政治が的確なメッセージを出さなければならぬと思うのであります。国の将来に関してトータルな財政ビジョンを持ってこそ、時の政権は国民に対して本当の責任を果たせるのであります。ただの破れかぶれ予算は無責任であります。たとえ法律では財政法が凍結になったとしても、小淵総理、総理大臣の口から、改めて公債発行の限界を明確にすべきであります。

さらに、予算編成と行政改革という目の前の課題に対して、どうして厳しい危機感に立った構造改革を断行しないのですか。国民も市場も、またアジアの同胞や国際社会も、日本の改革が、自分という新しい政治の枠組みの中で、本当に達成できるのかどうか、厳しく見守っております。

残念なことに、今私たちの前に出てきている予算案や行政改革法案の大綱を読む限り、時代に深く切り込んで本当の構造改革を起こそうという小淵総理の政治指導者としての意思が伝わってこないのではありません。私たち野党の危機感、この現在の政治の空白にあります。国民の不安を唯一克服できるのは、政治が真のリーダーシップを取り戻すことだと信じ、民主党がそれを実現していくようになるということを改めて表明し、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)
○内閣総理大臣(小淵恵三君) 中川正春議員にお答え申し上げます。
まず十一年度予算についてでございますが、大変、旧態依然とした予算であり、効果があるかと

うかという厳しい御意見であり、この予算についてどのように考えておるかということでありました。

十一年度予算は、当面の景気回復に全力を尽くすという観点から、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮するとともに、科学技術の振興や、将来の発展基盤を確立する施策も十分取り入れたものとしておりまして、その際、提唱いたしております二十一世紀先導プロジェクトを初めとして、環境、高齢者福祉など、二十一世紀の経済発展基盤となる分野、物流効率化による経済構造改革に資する分野など、将来を見据えた、我が国経済の活性化に不可欠な分野につきまして、戦略的、重点的投資を行っております。

また、税制につきましては、従来なし得なかったかなり思い切った内容の恒久的減税を初めとし、国、地方合わせまして、平年度九兆円を超える減税を実施することといたしており、こうした施策と民間の真剣な取り組みが相まち、平成十一年度には我が国経済の実質成長率が〇・五％程度まで回復するものと考えております。

国の債務を返済していく明確なビジョンを聞かせよ、こういうことであります。

我が国財政は、平成十一年度末の公債残高が三百二十七兆円に達する見込みであるなど、極めて厳しい状況にあり、将来世代のことを考えると、私は、財政構造改革という大きな重い課題を背負っていると痛感いたしております。しかしながら、現在のようなマイナスの成長が続き、税収

が減少しておる状況では、これをどうにかしないことには、財政再建はなかなか簡単なことではないと考えております。したがって、プラスの成長を実現すべく、まずは景気対策に全力で取り組みたいと考えております。

公債発行の限界を明確にすべきでないかとのお尋ねであります。

十一年度予算における公債依存度は三七・九％となっているなど、財政状況の急速な悪化は避けられません。したがって、まずは景気回復に全力を尽くした上で、経済が回復軌道に乗った段階において、財政、税制上の諸課題につき、中長期的視点から、幅広くしっかりと検討を行わなければならないと考えておるところでございます。

十一年度予算におきまして構造改革を行っていないではないかというお尋ねでありました。

十一年度予算は、当面の景気回復に全力を尽くすとの観点から編成されたものでありますが、その一方で、例えば公共事業の実施に当たりましては、再評価システムの導入や、事業採択段階における費用対効果分析の活用などを通じて、効率化、透明化に努めるなど、財政構造改革の基本的考え方は維持し、限られた財源の中で経費の一層の合理化、効率化を図っておるところでございます。

次に、行政改革についてお尋ねでありました。行政改革は国政上最重要の課題の一つであり、二十一世紀に向けた我が国経済社会の繁栄のかけ橋として、規制緩和、地方分権の一層の推進、ま

た、スリム化された政府の実現が何より必要であることは申すまでもありません。今国会におきまして、中央省庁等改革関連法案の提出を予定いたしておりました。この中で、二十一世紀の我が国にふさわしい中央省庁の具体的姿をお示ししたいと考えております。

意欲を問う、こういうことでございましたが、橋本前総理が全精力を傾けて取り組まれた課題でもありまして、私といたしましても、いささかも退くことなく、その実現のために全力を尽くしていく決意でございます。

経済構造改革についてお尋ねがありました。

今後、我が国経済が、豊かさの中の不況ともいうべき現在の状況を脱し、自律的に発展していくためには、新事業を創出することによる良質な雇用の確保や、生産性向上などによって、経済の供給サイドの体質強化を図る経済構造改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げますが、残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

〔国務大臣(宮澤喜一)登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一) 最初に、お許しを得まして、先ほど石井議員のお尋ねの中でお答えを漏らしておりましたので申し上げます。

それは、直間比率や課税ベースなどの税制の根本的な今後の見直しについてのお尋ねでございますが、まず、個人所得課税の各種の控除を初めとする課税ベースを見直すということにつきましては、今後我が国の経済状況等を見きわめなが

ら、税率構造のこともございますので、それを含めまして、国際化の進展、さらに国内個人、法人の所得課税の関連などを考えまして、幅広い観点から十分に検討していかなければならないと思います。

また、税体系のあり方につきましても、社会経済構造の変化、財政等の状況を見ながら、幅広い国民的な御議論によって検討してまいりたいと思っております。

次に、中川議員のお尋ねでございましたが、預金保険機構につきましても特別保険料率のことでございます。

これは、預金保険法の施行令がございまして、平成八年度から平成十二年度までの特例期間中特別保険料を徴するということで、料率につきましては、平成十一年三月末までに特例業務の実施の状況を踏まえて検討を行うものとされておりますので、金融審議会のもとで検討を進めてまいりますことになろうと存じます。

それから、三十五兆円の枠が十分であるかどうか。

この点は金融再生委員会の柳沢委員長の御所管と重なっておりますけれども、現状のあり姿からこれからの破綻等を予測することはなかなか困難でございますので、きちんとしたことは申し上げられませんが、預金者の保護あるいは信用秩序の維持、内外金融市場の発展性確保に万全を期さなければならぬことはもちろんでありまして、今私が感じておりますことは、そういう目的の上でただいま特に問題があるようには考え

平成十一年二月四日 衆議院会議録第五号

平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案等の趣旨説明に対する矢島恒夫君の質疑 平成十一年度における公債

一四

ておりません。
なお、柳沢大臣からお答えがあらうかと存じます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣柳沢太一君登壇)

○国務大臣(柳沢太一君) 国債の大量発行が日本経済に及ぼす影響及び公債発行の限度額についてのお尋ねがございました。

国債の大量発行が日本経済に与える影響といったしまして、まず、長期金利の問題がございます。長期金利は、年末に二%を超えるまでに上昇いたしました。その後、一月に入りまして低下いたしました。しかしながら、二月に入りまして再び上昇し、ここ数日、二%台前半に上昇しております。これが一時的なものなのか、趨勢的なものなのか、目下のところ、まだ判断できない状況にあります。

長期金利の上昇が長期趨勢的なものになってまいりますと、やがて、預金者の金利収入がふえるとか、あるいは金融機関の営業収入が増加する等の利点も、効果もありますが、その反面、設備投資、住宅投資を抑制し、金利利払いが増加することによって、借入金の多い企業の業績が悪化するなどのマイナス効果も出てまいります。国債につきまして、当面の発行は手当て済みでございますけれども、地方債、社債等の発行条件が厳しくなるということも配慮する必要があると思えます。

当面の景気の現状から見まして、こうした諸要素がどのような影響を与えるものか、鋭意今その影響把握に努めておりまして、今後の景気判断、

経済の運営についても、この点については注意深く見守っていきたくと考えております。

また、公債発行の限度額を数字で示すということとは、大変難しいことでございます。総理大臣からの答弁にもございましたように、公債依存度は三七・九%、かなり高いものになっております。我が国財政を急速に悪化させていることは確かでございます。

しかし、現下の経済情勢でございますと、まず景気回復に全力を挙げるべきだと考えております。しかる上で、経済が回復軌道に乗ってまいりますれば、経済の拡大によります歳入の増加、あるいは景気対策事業の削減による歳出の削減、また、国有財産の売却や活用等、いろいろな多くの選択肢の中で財政再建を考えることができるものと思っております。(拍手)

(国務大臣柳沢太一君登壇)

○国務大臣(柳沢太一君) 金融関連のいわゆる六十兆円の公的枠組みについてのお尋ねがございました。

まず、そのうち資本増強に関する各金融機関の投入希望額の見通しでございますけれども、金融再生委員会におきましては、まず主要行等につきまして、現在予備的な検討を鋭意進めております。今後、資本増強を希望する各金融機関にかかれましては、優先株等の発行権限の承認の議決を得るために、臨時の株主総会を開催し、その決議に基づきまして正式の申請を行うことにならうと考えてられるわけでございまして、委員会におきま

しては、これを受けて正式な審査の手続に入るということに相なります。

このような状況にありますため、現段階で、投入する金額について何らかの見通しを私から申し上げるということとは、極めて困難でありますことを御理解賜りたいと思えます。

いずれにしても、金融再生委員会は、金融健全化法の目的であるところの不良債権の処理、信用の円滑な供与、業務の再構築等が実現されますよう、適切な金額の資本増強を実施してまいります。また、破綻処理、預金保護の三十五兆円の枠につきましては、先ほど大蔵大臣から御答弁がございましたとおりでございます。現在、私どもこの運用にも当たらせていただいておりますのでございすけれども、現在段階で何か問題がある、このようには全く感じておりません。

以上でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 矢島恒夫君。

(矢島恒夫君登壇)

○矢島恒夫君 私は、日本共産党を代表して、ただいま提案されました所得税、法人税の特例法案など三法案について、総理大臣に質問いたします。

最初にただしたいのは、今提案されています政府の税制案が、今日の不況打開に役立ち、国民の消費の拡大につながるかという点であります。まず、所得税についてであります。

政府は減税法案だと言いますが、大蔵大臣も予算委員会で大筋認めていますように、納税者の大多数は九九年度の納税額が九八年度の納税額を上回り、その増税総額は約一兆円あります。この層は、一昨年四月の消費増税後、最も打撃を受けた中低所得の世帯であり、このような税制を実施することが、景気の回復に結びつくのかという問題であります。

総理、勤労者の実質賃金が十六カ月連続で低下しているのです。勤労者世帯の可処分所得と消費支出は、九七年度、九八年度と続いて落ち込んでいます。特に、所得階層の五段階区分で見ると、第一位、第二位、第三位に当たる中低所得階層の落ち込みが平均以上に大きいのです。総理、可処分所得が減ったこと、そして、そのことによって消費支出が影響を受けることは明らかであります。このような状況のもとで、中低所得者に対する実質増税は、消費を一層落ち込ませることになり、景気回復は一層困難になるではありませんか。

総理は、他の施策と相まって可処分所得を下支えし、個人消費の回復が図られると言っていますが、どのような施策と相まって消費が拡大するのですか。消費性向が上がるというのであれば、この中低所得階層の消費性向が上がる理由も含めて、国民が納得できる根拠を示してお答えいただきたいと思えます。(拍手)

しかも、政府案に基づいて計算すると、サラリーマンで子供二人の四人世帯では、年収七百九十四万円以下は増税、これは納税者の六六%に当

たります。子供が三人の五人世帯になると、年収八百六十九万円まで、七二%が増税です。さらに、子供二人、年老いた両親を扶養する六人家族では、年収一千七十六万円、実に八四%の世帯までが増税になります。

国民の大多数が増税になるというだけではなく、扶養家族の多い、生活の大変な世帯ほど増税になる。総理、政府の減税案がこのようなものであることをお認めになりますか。これでは、景気対策に全く逆行することは明らかではありませんか。

一方、政府案は、高額所得者を大幅に優遇するものになっています。最高税率を大幅に引き下げた上に定率減税を行えば、高額所得者に減税額が有利に配分されるのは当然の結果であります。年収五千万円の場合、三百万円を超える減税になるのです。

一昨年十一月、経済企画庁の研究所で行われた研究試験が、OECD経済政策委員会第一作業部会に、日本の所得格差の概要を討議資料として報告していますが、これによりすると、日本の可処分所得の不平等は過去十年間で拡大したということとであります。総務庁の統計で見ても、年間実収入の五分位の階級間格差は最近拡大傾向にあります。今回の高額所得者優遇の所得減税は、この可処分所得の不平等を是正しないばかりか、さらに拡大するものであることは明らかであります。

総理、あなたは、国民の所得格差が拡大する傾向にあることを認めますか。もしそうであれば、それを是正するための再分配政策を強めなければならぬと考えないのですか。それとも、一部高額所得者に大幅な減税をすれば、景気回復に大きな役割を果たすと考えているのですか。答弁を求めます。

小淵首相は、所得税、個人住民税の最高税率引き下げについて、我が国の将来を見据え、国民の意欲を引き出す観点から行うものと述べています。が、では、その意欲を引き出すという人たちが、国民の中でどれだけのいるかということ。六千万人近いサラリーマンのうち所得税の最高税率五〇%が適用される人は一体何人いるのですか。二万人程度にすぎないのではないですか。わずか三千人に一人ではないですか。約百十六万人の国家公務員の場合は、三権の長である衆参両院議長、総理大臣、最高裁判所長官、この四人以外にないのではありませんか。

こうしたごく少数の高額所得者の減税のため大多数の国民に増税をかぶせる、これこそ逆立ちした政治ではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

次に、政府案のもう一つの柱である法人減税についてお聞きします。

今回は、法人税の基本税率を三四・五%から三〇%に引き下げることが中心になっています。法人税率は二年連続の大幅引き下げであります。九八年度の改正で実効税率を三・六二%引き下げましたが、今回はさらに五・四九%引き下げようとしています。しかも今回は、法人税率引き下げを行うときには通常行われるべき課税ベースの拡大を放置したままの改定であります。したがって、

今回の法人減税によって大企業が恩恵に浴するのと言うまでもありません。

今回の法人三税の減税総額約一兆三千億円で、うち、その〇・四%の三千六百社が、五五%に当たる約一兆三千億円の減税に浴するのであります。資本金階級別に見るならば、最も減税額の大きいのは、資本金百億円以上の、〇・一%にも満たない七百七十の黒字企業が九千八百億円もの減税を受けるのであります。これでは、経団連会長が百点満点と評価するのも当然ではありませんか。

法人税率の引き下げについて、小淵首相は、我が国企業の国際競争力の発揮と言いました。しかし、日本の法人税の実効税率は、現在でもニューヨーク市とほぼ同じで、ドイツより五ポイント低くなっています。今回このように引き下げれば、国際的には低い方になるのではありませんか。総理、なぜこうまでして大企業を優遇するのですか。

特に、大銀行には六十兆円もの公的資金投入の枠組みを設けて資本注入を行い、税制でも税務行を拡大し、その上法人税率を大幅に引き下げ、このように至れり尽くせりの手厚い看護をしようとするのはなぜですか、これで公平な、公正な政治と言えますか。答弁を求めます。

私は、このような一部高額所得者と大企業だけを優遇し、国民大多数に増税を強いる税制改革案には反対であり、撤回を求めるものであります。(拍手)

今、深刻な消費不況のもとでやるべき景気対策は、消費に直結し、国民すべてに行き渡る消費税の減税、税率を五%から三%に引き下げること、中低所得者に手厚い所得減税を行うことです。

一月一日の朝日新聞の世論調査によれば、所得税の最高税率引き下げに反対という人が六一%、望ましい減税の方法としては、消費税率の引き下げという人が六八%となっています。何よりも国民の圧倒的多数がこのことを求めており、国民の期待にこたえてこそ、政治への信頼も回復され、不況打開の道も開かれるのではありませんか。総理の決断を求めるものであります。

次に、特例公債の発行に関する法律案についてであります。

政府は、九九年年度予算案で、赤字国債二十一兆七千億円を含む三十一兆五百億円の国債発行を計画しています。この結果、公債依存度が三七・九%と、借金財政の過去の記録も塗りかえる最悪予算となるのであります。九八年度当初予算の国債発行額十五兆六千億円と比べても、何と二倍近い額ではありませんか。

今から三年前の九五年度十二月、国と地方の長期債務残高が四百十兆円、国内総生産の八〇%を超えていたとき、政府の諮問機関である財政制度審議会が、大きな時限爆弾を抱えた状況と重大な警告を発しました。それから三年、借金はさらに百五十兆円もふえ、今年度末の長期債務残高は五百六十兆円、そして九九年年度末に何と六百兆円、国内総生産の一二〇%にも達するのであります。

ところが、小淵首相は、この深刻な事態に対して、経済が回復軌道に乗った段階でしっかりとした検討を行うと述べるだけで、余りにも無責任ではありませんか。首相は、財政危機打開について展望も確信も持てないのですか。明確な答弁を求めます。

景気が回復したら考えようというけれども、大蔵省の中期財政試算では、景気が回復して二〇〇〇年度以降三・五％の経済成長があっても、毎年度約三十兆円もの国債を発行し続けなければならぬといっているではありませんか。まさに、一刻の猶予もならない事態ではありませんか。

今日の財政危機の最大の原因が、公共事業の野放しともいえる拡大にあることは明白です。その上、年間総予算に匹敵する銀行支援、大企業、高所得者のための減税、こうした歳入歳出面にわたる浪費こそ、財政危機に拍車をかけているのです。

消費不況と財政危機という二重の危機に直面している今こそ、財政の浪費的な支出を徹底的に切り詰め、むだ遣いの思い切った削減を図ること、そして、個人消費を本当に温める対策に政府が本腰を入れて財政出動を行うこと、この二つが、二重の危機を克服するために避けることのできない鉄則ではありませんか。

総理の答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 矢島恒夫議員にお答え申し上げます。

まず、個人消費の拡大策についてお尋ねがございました。

政府といたしましては、昨年末に成立いたしました第三次補正予算のもとで、切れ目なく景気回復策を実施いたしております。十一年度予算におきましても、当面の景気回復に全力を尽くすとの観点から、個人所得課税の恒久的減税を実施するほか、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮するとともに、住宅ローン減税を行うこととするなど、人々の生活基盤の安定化につながる施策を十分取り入れたものとしております。

私は、この平成十一年度を経済再生元年と位置づけ、個人消費拡大を含め、日本経済の再生に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

平成十年度におきまして定額減税方式による特別減税を実施いたしましたのは、あくまでも、できる限り早期に減税を実施するために、臨時異例の一年限りの措置としてとったものでありまして、今回の個人所得課税の見直しにおきまして、景気の現状に配慮し、課税ベースや課税方式の抜本的見直しを伴わず、恒久的な形で減税を実施するものであることから、納税者ごとの税負担のバランスをゆがめない定率方式をとったものであります。

定率減税の実施によりまして、単年度比較で見ると、昨年より減税額が減少する世帯が生じることとは事実であります。一年限りで打ち切られる文字どおりの特別減税と、恒久的に効果が持続する

減税を単純に比較することは、適当でないと考えます。

所得格差と税制改正についてお尋ねがございました。

御指摘の報告につきましては承知をいたしておりますが、今回の税制改正におきまして最高税率の引き下げは、我が国の将来を見据え、国民の意欲を引き出し、経済社会の活力を高める観点から行うものであります。また、定率減税には頭打ちを設け、控除率をある程度大きくするとともに、扶養控除額の加算等を行うことにより、中堅所得層や、子育て、教育等の負担のかさむ世帯に配慮することといたしております。御案内のとおりでございます。

高所得者の減税のための増額との御指摘であります。最高税率の引き下げは、先ほど申し述べたとおり、国民の意欲を引き出す観点から行うものでありまして、定率減税におきましても、中堅所得層に配慮するとともに、一定の扶養控除額の加算によりまして、子育て、教育等の負担のかさむ世帯に配慮しております。全体としても、高所得者に偏ったものとなっております。

仮に昨年よりも減税額が減少する者が生じないようには定額減税を継続するしかありません。なお、その場合、諸外国に比して相当高い我が国の課税最低限が、約五百万円と、さらに突出して高い水準に引き上げられたままとなり、納税者が構造的に大幅に減ることとなり、広く社会の構成員でそれぞれの経済力に応じて公平に負担し合う

基幹税たる個人所得課税のあり方として、適当でないと考えられます。

なお、我が国の個人消費課税は、高い課税最低限と低い最低税率により、諸外国に比べて低所得者の負担が相当低いものとなっていることにも留意をすべきと考えます。

次に、法人課税の見直しについてお尋ねでありました。

今回の法人課税の見直しは、我が国企業の国際競争力の発揮、企業活動の活性化の観点から、その実効税率を国際水準並みに引き下げるとの趣旨で、法人税及び法人事業税の基本税率の引き下げを行うものであります。基本税率の引き下げは、大企業、中小企業といった法人の区分にかかわらず実施するものでありまして、また、中小軽減税率等も引き下げることから、今回の法人課税の見直しは、大企業を優遇するものとは考えておりません。

早期健全化法における資本増強等の枠組みが、政治の公正化を失うのではないかと御指摘であります。金融は、経済活動に必要な資金を円滑に供給するなど、国民経済にとって重要な機能を果たすものであり、資本増強制度を含む金融システムの安定と再生のための諸施策は、我が国経済全体の活性化に資するものであり、適切かつ重要なものと考えております。

次に、消費増税についてお尋ねですが、消費税率の引き上げを含む税制改正は、少子高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するものでありまして、我が国の将来にとって極めて

て重要な改革であったと考えております。消費税に限らず、税は低い方がいいという面はありますが、税財政のあり方を考えるとき、消費税率の引き下げは極めて困難であり、この点、国民の皆様は御理解をいただきたいと願っております。

また、中低所得者に対する所得減税についてお尋ねがありますが、今回の見直しにおきまして、定率減税に頭打ちを設け、控除率をある程度大きくすることによりまして、中堅所得層にも配慮するとともに、一定の扶養控除額の加算を行うことにより、子育て、教育等の負担のかさむ世帯に配慮いたしておるところでございます。

財政危機打開について、展望及び確信についてお尋ねがありました。

将来世代のことを考えますと、しばしば申し上げておりますように、私は財政構造改革という大変大きな重い課題を背負っていると痛感いたしております。しかしながら、現在のようなマイナス成長が続いてまいりますと、税収が減少しておる今日の状態では、これをどうにかしないことには、財政再建はなかなか簡単なことではないと考えておりまして、したがって、プラスの成長を一日も早く実現すべく、まずは景気回復に全力で取り組みたいと考えております。(拍手)

最後に、財政危機と消費不況に対応した予算とすべきでないかとお尋ねがありました。

十一年度予算におきまして、当面の景気回復に全力を尽くすという観点から、公共事業あるいは中小企業対策、雇用対策に最大限配慮するとともに、科学技術の振興など、将来の発展基盤を確立

する施策も十分取り入れたものとしたしております。また、歳入面では、恒久的な減税を初め、国、地方合わせ、平年度九兆円を超える減税を実施することといたしており、歳出面からも、税制面からも最大限の措置を講じて、不況克服に全力で取り組んでおるところでございます。

一方で、例えば公共事業の実施に当たりましては、再評価システムの導入や事業採択段階における費用対効果分析の活用などを通じて効率化、透明化に努めるなど、財政構造改革の基本的考え方は維持しつつ、限られた財源の中で経費の一層の合理化、効率化を図っておるところでございます。

以上、御答弁申し上げました。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
通商産業大臣 与謝野 馨君
自治大臣 野田 毅君
国務大臣 堀屋 太一君
国務大臣 柳沢 伯夫君

出席政府委員

大蔵省主計局次 藤井 秀人君
大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

○議長の報告

(要求書受理)

一、去る二日、内閣から、社会保険審査会委員長に古賀章介君を、同委員に加茂紀久男君及び佐々木喜之君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二日、本院は、社会保険審査会委員長に古賀章介君を、同委員に加茂紀久男君及び佐々木喜之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(見込額書受理)

一、去る二日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく平成十一年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
地方行政委員会
理事 土肥 隆一君(理事葉山峻君去る二日理事辞任につきその補欠)

運輸委員会

理事 玉置 一弥君(理事佐藤敬夫君去る二日理事辞任につきその補欠)

一、昨三日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

商工委員会

理事 大口 善徳君(理事太田昭宏君去る一月十四日委員辞任につきその補欠)

労働委員会

理事 石橋 大吉君(理事鎌田節哉君去る一月十八日委員辞任につきその補欠)

理事 川端 達夫君(理事中桐伸五君昨三日理事辞任につきその補欠)

理事 前田 正君(理事河上軍雄君昨三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

宮島 大典君 河井 克行君
河井 克行君 宮島 大典君

大蔵委員

辞任

補欠

河野 太郎君 大村 秀章君
砂田 圭佑君 江渡 聡徳君
平沼 赳夫君 古屋 圭司君
村上誠一郎君 橋 康太郎君
渡辺 喜美君 飯島 忠義君
飯島 忠義君 渡辺 喜美君

江波 聡徳君 砂田 圭佑君
大村 秀章君 河野 太郎君
橋 康太郎君 村上誠一郎君
古屋 圭司君 平沼 赳夫君

予算委員

補欠

谷津 義男君 吉田六左門君
生方 幸夫君 葉山 峻君
岡田 克也君 島 聡君
橋路 孝弘君 藤田 幸久君
草川 昭三君 並木 正芳君
西川 知雄君 富沢 篤敏君
志位 和夫君 平賀 高成君
不破 哲三君 古堅 実吉君
島 聡君 上田 清司君
葉山 峻君 桑原 豊君
富沢 篤敏君 中野 清君
並木 正芳君 山中 燦子君
平賀 高成君 吉井 英勝君
古堅 実吉君 春名 真章君
山中 燦子君 旭道山和泰君
吉田六左門君 谷津 義男君
上田 清司君 岡田 克也君
桑原 豊君 生方 幸夫君
藤田 幸久君 橋路 孝弘君
旭道山和泰君 草川 昭三君
中野 清君 西川 知雄君
春名 真章君 不破 哲三君
吉井 英勝君 志位 和夫君

決算行政監視委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

補欠

商工委員

辞任

補欠

岡部 英男君 菅 義偉君
木村 隆秀君 田中 和徳君
新藤 義孝君 渡辺 博道君
竹本 直一君 大村 秀章君
山口 泰明君 戸井田 徹君
青山 丘君 三沢 淳君
大村 秀章君 竹本 直一君
菅 義偉君 岡部 英男君
田中 和徳君 木村 隆秀君
戸井田 徹君 山口 泰明君
渡辺 博道君 新藤 義孝君
三沢 淳君 青山 丘君

労働委員

辞任

補欠

科学技術委員

辞任

補欠

奥山 茂彦君 目片 信君
鳩山由紀夫君 古川 元久君
中西 啓介君 三沢 淳君
目片 信君 奥山 茂彦君
古川 元久君 鳩山由紀夫君
中西 啓介君 三沢 淳君
江口 一雄君 望月 義夫君
越智 通雄君 下村 博文君
岸田 文雄君 宮島 大典君
岩田 哲人君 鍵田 節哉君
上原 康助君 石毛 鏡子君
岡田 克也君 北村 哲男君
横路 孝弘君 山元 勉君
大野由利子君 長内 順一君
草川 昭三君 丸谷 佳織君
斉藤 鉄夫君 田端 正広君
西川 知雄君 木村 太郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

志位 和夫君 大森 猛君
不破 哲三君 春名 真章君
下村 博文君 嘉数 知賢君
石毛 鏡子君 山本 孝史君
鍵田 節哉君 中桐 伸五君
丸谷 佳織君 漆原 良夫君
漆原 良夫君 石垣 一夫君
石垣 一夫君 久保 哲司君
嘉数 知賢君 越智 通雄君
宮島 大典君 岸田 文雄君
望月 義夫君 江口 一雄君
北村 哲男君 岡田 克也君
中桐 伸五君 岩田 哲人君
山元 勉君 横路 孝弘君
山本 孝史君 上原 康助君
長内 順一君 大野由利子君
木村 太郎君 西川 知雄君
久保 哲司君 草川 昭三君
田端 正広君 斉藤 鉄夫君
大森 猛君 志位 和夫君
春名 真章君 不破 哲三君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認

要求に対し、議長は去る二日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

平成十一年度一般会計予算

平成十一年度特別会計予算

平成十一年度政府関係機関予算

一、意見を聞くこととする問題

平成十一年度総予算について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成十一年二月一日

予算委員長 中山 正博

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(議案提出)

一、去る二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置

に関する法律の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等

の一部を改正する法律案

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

一、昨三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

警察法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

雇用・能力開発機構法

海岸法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、去る二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、地方自治に関する事項

二、地方財政に関する事項

三、警察に関する事項

四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年二月二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

地方行政委員長 坂井 隆憲

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、港湾に関する事項

五、海上保安に関する事項

六、観光に関する事項

七、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年二月二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

運輸委員長 石破 茂

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

二、調査の目的

右両事項について実情を調査し、対策を樹立するため

平成十一年二月四日 衆議院會議録第五号 議長の報告

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年二月三日

厚生委員長 木村 義雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、通商産業の基本施策に関する事項
- 二、中小企業に関する事項
- 三、資源エネルギーに関する事項
- 四、特許及び工業技術に関する事項
- 五、経済の計画及び総合調整に関する事項
- 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年二月三日

商工委員長 古賀 正浩

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、労働関係の基本施策に関する事項
- 二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

労働行政の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年二月三日

労働委員長 岩田 順介

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十一年二月三日

科学技術委員長 北側 一雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

野宿生活者等への国の対応に関する質問主意書 (健田節哉君提出)

一、昨三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

税制改革に関する質問主意書 (若松謙維君提出) (答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員保坂展人君提出「日米共同方面隊指揮所演習(ヤマサクラ35)」および陸上自衛隊朝霞駐屯地施設・区域の米軍使用に関する質問主意書

揮所演習(ヤマサクラ35)および陸上自衛隊朝霞駐屯地施設・区域の米軍使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤田幸久君提出航空自衛隊の初等練習機の選定過程に関する質問に対する答弁書

平成十一年二月二十日提出
質問 第二号

「日米共同方面隊指揮所演習(ヤマサクラ35)」および陸上自衛隊朝霞駐屯地施設・区域の米軍使用に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

「日米共同方面隊指揮所演習(ヤマサクラ35)」および陸上自衛隊朝霞駐屯地施設・区域の米軍使用に関する質問主意書

防衛庁・陸上自衛隊と東京防衛施設局は、一九九八年十一月五日、東京都練馬区に対し、一九九九年一月二十一日から同月三十日にかけて、陸上自衛隊朝霞駐屯地等で「日米共同方面隊指揮所演習(日本)」が行われることと、朝霞駐屯地施設の一部を米軍が使用するために、日米地位協定に基づく手続を進めることを通知した。しかし上記の件に関し、事態が詳細に東京都民、同練馬区民、埼玉県民に報告されているとは認められず、朝霞駐屯地周辺住民を中心に不安が広がっている。

こうした事態を受け、一九九九年一月十二日、東京都練馬区の市民グループ「練馬での日米共同演習の中止を求める緊急アピール」運動による、

防衛庁と外務省への署名簿提出及び交渉に同行した事実をふまえて、以下に質問を列挙する。

- (1) 「日米共同方面指揮演習」(「ヤマサクラ35」以下「YS35」とする)の目的は何か。
- (2) 一九九九年一月十二日、すでにのべたように、練馬区民たちの防衛庁訪問に同行した際、対応した係官は「演習は「日本有事に備えるもの」とのべたが、「日本有事」とはなにか。政府の想定する事態を列挙し説明されたい。
- (3) 一九九五年十月二十九日付「朝日新聞」によれば、同年一月、陸上自衛隊北熊本駐屯地を中心に実施された「ヤマサクラ27」は、朝鮮半島から対馬、奄岐を経て侵襲してきた「茶色軍」が博多湾に上陸し、北部九州を占領したという想定の下に行われたという。記事の中で自衛隊幹部は、「茶色軍」とは、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の軍隊であったことを明らかにしている。
- 今回の「YS35」は、どのような想定に基づいて実施されるのか、政府は明確に答えられたい。また、今回の仮想敵国は、どの国の軍隊であり、どのような動きに対処することを想定しているのか、詳細に説明されたい。
- (4) 一九九八年十一月十九日付「朝雲」によれば、「YS35」には、陸上自衛隊側は「東部方面隊など約二千人」「米軍は約千百人」が参加するところがあるが、東部方面隊のいるのは東部方面隊以外の、どの部隊が、どのような

な演練目的で、それぞれ何人参加するの

- また、米軍の参加部隊は、在日米軍あるいは在日米軍以外のどの部隊で、それぞれどのように、何人参加するのか、詳述されたい。
- (5) これまでの「ヤマサクラ」演習と日米共同の実動演習のすべて、および「日米共同統合演習(キーンエッジ)」の指揮所演習と実動演習のすべてについて、実施の年月日、場所、想定された相手国と想定そのものを含む演練の内容を詳細に示されたい。
- (6) 平成十年十二月十八日付「官報」二五三一号によれば、防衛施設庁長官は同年十二月十七日、朝霞駐屯地施設の一部の、合衆国軍隊への「新規提供」を決定したとあるが、それは同駐屯地の、どの施設およびどの区域か、防衛施設庁は明確にされたい。それについては、上記「官報」に言う、「土地・約千七百平方メートル」とはどの部分か、「建物・約一万四千平方メートル」とはどの建物か、また「工作物・水道等」の「工作物」および「等」に当たるものを明示されたい。
- (7) (6)に触れた米軍への施設の「新規提供」の目的を、政府は明らかにされたい。冒頭にのべた外務省訪問の際、対応した係官は、「新規提供」は、「YS35」のためであるが、今後実施される日米共同演習においても、米軍が同様に使用するためである旨のべたが、これは政府の正式見解か。

また「官報」の記述は、きわめて曖昧で、いかようにも拡張解釈できる文言であるが、米軍の使用目的、使用期間や頻度を明記しないのはなぜか。

- (8) 政府は、「新規提供」に当たり、東京都練馬区、朝霞市、和光市、新座市の関連各自治体に何時、どのように同意を取り付けたのか。政府が各自治体に申入れたのは何時で、各自治体側から回答を受けたのは何時か。また、どのように交渉を進めたか。経過と内容の詳細について明らかにされたい。
- (9) 一九九八年十一月五日、東京都と同練馬区に通知された、朝霞駐屯地内施設・「約24平方メートルの部屋の提供」について、「手続きが未了である」とする外務省に対し、防衛施設庁は「すでに手続きを終えている」と説明し、矛盾している。防衛施設庁と外務省は、それぞれ「部屋の提供」の目的を明らかにされたい。
- (10) (6)に触れた防衛施設庁の決定は、(9)に触れた「部屋の提供」といかなる関係を有するのか、「部屋の提供」は、上記「官報」に言う「新規提供」に含まれるのか否か、防衛施設庁と外務省は、それぞれ明らかにされたい。
- (11) 東京都および練馬区からは「新規提供」について反対の声が上がっている。当該地方自治体から、「新規提供」について同意できない旨の回答があった場合、政府はどう対応するつもりか。地元同意がなくても「新規提供」は強行するのか。「はい」「いいえ」で答えられたい。
- (12) 「はい」と回答した場合、政府は、「地元自治体や住民の同意は必要ない」と考えていると見なさざるを得ない。これに相違ないか。
- (13) 地元住民は朝霞駐屯地の再米軍基地化に重大な懸念を有していると聞いている。「新規提供」を突破口に、今後、朝霞駐屯地が再び恒常的な米軍基地と化すことはないのか。「はい」「いいえ」で回答されたい。
- (14) 昨今の米兵による相次ぐ不祥事を受け、地元住民のあいだでは朝霞駐屯地周辺における米兵の犯罪行為が非常に危惧されているという。政府は「YS35」の共同開催者としてこうした住民の不安を解消するためにどのような方策を採ったか。詳述されたい。

右質問する。

内閣衆議一四五第二号

平成十一年二月一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議員保坂展人君提出「日米共同方面指揮所演習(ヤマサクラ35)」および陸上自衛隊朝霞駐屯地施設・区域の米軍使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出「日米共同方面隊指揮所演習(ヤマサクラ35)および陸上自衛隊朝霞駐屯地施設・区域の米軍使用に關する質問に対する答弁書

(1)及び(4)について

御指摘の平成十一年一月の日米共同方面隊指揮所演習(以下「指揮所演習」という。)の目的は、陸上自衛隊の東部方面隊(以下「東部方面隊」という。)及びアメリカ合衆国陸軍(以下「米陸軍」という。)が、作戦を共同して実施する場合の日米間の調整の要領に係る訓練を行うことである。

指揮所演習に参加する自衛隊の部隊等の名称及び人数は、別表第一に示すとおりである。また、アメリカ合衆国軍隊の部隊の名称及び人数は、別表第二に示すとおりと承知している。

(2)及び(3)について

指揮所演習は、日本に対する武力攻撃に際して東部方面隊と米陸軍が作戦を共同して実施する場合の日米間の調整の要領に係る訓練であるが、特定の国を仮想敵としたものではなく、また、訓練において作成した具体的な訓練想定の内容については、日米両国の戦術、戦法等が明らかにすることから、答弁は差し控えたい。

(5)について

これまでに実施した日米共同方面隊指揮所演習、日米共同の実動演習及び日米共同統合演習

の演習名、期間、場所及び演習の内容は、別表第三に示すとおりである。

また、これらの演習は特定の国を仮想敵としたものではなく、これらの演習において作成した具体的な訓練想定の内容については、日米両国の戦術、戦法等が明らかにすることから、答弁は差し控えたい。

(6)について

お尋ねの新規提供を決定した土地及び建物の陸上自衛隊の朝霞駐屯地(以下「朝霞駐屯地」という。)内における位置は、別添資料に示すとおりである。また、「工作物」は、水道、照明装置、冷暖房装置その他建物に付随する現存の設備、備品及び定着物であり、「等」は、これらのうち水道を除くものである。

(7)について

御指摘の朝霞駐屯地の施設の一部を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「地位協定」という。)第二条第四項(b)の規定の適用のある施設及び区域として新規に提供した目的は、同駐屯地において日米共同訓練を実施するためである。

今回の提供の結果、現在のところ具体的な計画はないが、今後、アメリカ合衆国軍隊が同駐屯地において日米共同訓練を実施する場合には、一定の期間に限り、同駐屯地内の当該施設及び区域を使用することができるとある。

また、御指摘の官報の告示(平成十年十二月

十八日防衛施設庁告示第十一号。以下「十一号告示」という。)は、地位協定に基づいて一定の土地等が施設及び区域としてアメリカ合衆国軍隊に提供されることが国民の権利義務に關係することから、その提供又は返還についてその事実を周知するために必要な事項を記載したものである。

(8)について

東京防衛施設局の職員が、平成十年十一月上旬及び十二月中旬に埼玉県、朝霞市、和光市、新座市、東京都及び練馬区の各地方公共団体に赴き、指揮所演習の時期、目的、訓練概要、参加部隊並びに施設及び区域として提供する土地、建物等について説明し、施設及び区域の新規提供についての理解を得よう努めたところである。

なお、地位協定に基づいてアメリカ合衆国軍隊に施設及び区域を提供するに当たり、關係する地方公共団体の同意を得ることは要件とされているものではない。

(9)について

御指摘の部屋の提供は、連絡調整業務を行うための事務室として用いるためのものであり、このことについて防衛施設庁と外務省との間で認識が異なるものではない。

なお、御指摘の本年一月十二日の東京都練馬区の市民グループによる防衛庁及び外務省に対する署名簿提出及び交渉に際し、外務省は当該部屋は提供していない旨回答したところであり、防衛施設庁が御指摘のような「すでに手続きを終えている旨説明した事実はない。

(10)について
十一号告示で公示した新規提供には、御指摘の部屋の提供は含まれていない。

(11)及び(12)について

地位協定に基づいてアメリカ合衆国軍隊に施設及び区域を提供するに当たり、關係する地方公共団体の同意を得ることは要件とされているものではないが、防衛庁は、従来から、關係する地方公共団体の理解を得よう努めているところである。

指揮所演習に係る土地、建物等の提供については、(8)について述べたとおり、平成十年十一月及び十二月に防衛庁において各地方公共団体の理解を得よう努めたところである。また、連絡調整業務のための事務室については、(10)について述べたとおり、提供はしていないところであるが、今後も、關係する地方公共団体の理解を得よう努めていきたいと考えている。

(13)について

現在のところ、朝霞駐屯地について、御指摘のような基地とするため、アメリカ合衆国軍隊に新たに施設及び区域を提供する予定はない。

(14)について

在日アメリカ合衆国軍隊は、従来から地元住民との「良き隣人」關係の推進に努めていると承知しているが、指揮所演習の実施に際し、陸上幕僚監部及び東部方面隊司令部から在日米陸軍司令部に対し、演習に参加する米陸軍人の規律の維持に努めるよう要請したところである。

別表第一

部隊等の名称	陸上自衛隊													人数
	陸上幕僚監部													約三十名
	東部方面隊													約百八十名
	東部方面總監部													約五百十名
	第一師団													約五百十名
	第十二師団													約五百名
	第二高射特科群													約六十名
	第一施設団													約百二十名
	第一教育団													約五十名
	第一空挺団													約百二十名
	その他の部隊													約四百名
	中部方面隊													約二百十名
	西部方面隊													約二百二十名
	第四師団													
	第一ヘリコプター団													数 名
	陸上自衛隊富士学校													約十名
	海上自衛隊													数 名
	航空自衛隊													約四十名
統合幕僚会議事務局														数 名

別表第二

部隊の名称	人数
在日米陸軍／第九戦域陸軍地域コマンド	約百六十名
米陸軍第一軍団	約五百七十名
その他の部隊	約三百八十名

別表第三

年度	演習名	期	間	場	所	演練の内容
昭和五十八年度	海上自衛隊演習	九月二十五日	九月三十日	南西諸島東方海域		連携要領の演練
昭和五十七年度	日米共同方面隊指揮所演習	二月十五日	二月十九日	滝ヶ原駐屯地		調整要領の演練
昭和五十七年度	日米共同方面隊指揮所演習	六月二十一日	六月二十五日	米国ハワイ州米陸軍施設		調整要領の演練
昭和五十七年度	海上自衛隊演習	九月十三日	九月十九日	紀伊半島以北の太平洋岸及び伊豆・小笠原諸島周辺海域		連携要領の演練
昭和五十八年度	日米共同方面隊指揮所演習	十二月十日	十二月十六日	東千歳駐屯地		調整要領の演練
昭和五十八年度	日米共同方面隊指揮所演習	五月二十六日	五月二十日	米国カリフォルニア州米陸軍施設		調整要領の演練
昭和五十八年度	海上自衛隊演習	九月二十五日	九月五日	南西諸島東方海域及び伊豆・小笠原諸島周辺海域		連携要領の演練
昭和五十八年度	日米共同方面隊指揮所演習	十一月十八日	十一月十二日	仙台駐屯地		調整要領の演練

昭和六十二年度	昭和六十三年度	平成元年度
日米共同方面隊指揮所演習	日米共同方面隊指揮所演習	日米共同方面隊指揮所演習
五月二十九日	五月二十六日	五月二十六日
米國ハワイ州米陸軍施設	米國ハワイ州米陸軍施設	米國ハワイ州米陸軍施設
調整要領の演練	調整要領の演練	調整要領の演練
日米共同統合演習(指揮所演習)	日米共同統合演習(指揮所演習)	日米共同統合演習(指揮所演習)
七月十三日	七月十三日	七月十三日
檜町及び在日米軍司令部	檜町及び在日米軍司令部	檜町、在日米軍司令部等
調整要領の演練	調整要領の演練	調整要領の演練
海上自衛隊演習	海上自衛隊演習	海上自衛隊演習
九月二十四日	九月十二日	九月二十五日
本州南方海域	本州南方及び東方海域	北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域
連携要領の演練	連携要領の演練	連携要領の演練
航空自衛隊総合演習	航空自衛隊総合演習	航空自衛隊総合演習
十月八日	十月八日	十月八日
北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域	北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域	北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域
連携要領の演練	連携要領の演練	連携要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	日米共同方面隊指揮所演習	日米共同方面隊指揮所演習
一月十九日	一月十九日	一月十九日
東千歳駐屯地	東千歳駐屯地	東千歳駐屯地
調整要領の演練	調整要領の演練	調整要領の演練
日米共同統合演習(指揮所演習)	日米共同統合演習(指揮所演習)	日米共同統合演習(指揮所演習)
五月二十一日	五月二十一日	五月二十一日
檜町及び在日米軍司令部	檜町及び在日米軍司令部	檜町及び在日米軍司令部
調整要領の演練	調整要領の演練	調整要領の演練
海上自衛隊演習	海上自衛隊演習	海上自衛隊演習
十月十二日	十月十二日	十月十二日
本州南方及び東方海域	本州南方及び東方海域	本州南方及び東方海域
連携要領の演練	連携要領の演練	連携要領の演練
航空自衛隊総合演習	航空自衛隊総合演習	航空自衛隊総合演習
十月七日	十月七日	十月七日
北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域	北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域	北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域
連携要領の演練	連携要領の演練	連携要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	日米共同方面隊指揮所演習	日米共同方面隊指揮所演習
一月二十七日	一月二十七日	一月二十七日
東千歳駐屯地	東千歳駐屯地	東千歳駐屯地
調整要領の演練	調整要領の演練	調整要領の演練
日米共同統合演習(指揮所演習)	日米共同統合演習(指揮所演習)	日米共同統合演習(指揮所演習)
二月十三日	二月十三日	二月十三日
檜町、在日米軍司令部等	檜町、在日米軍司令部等	檜町、在日米軍司令部等
調整要領の演練	調整要領の演練	調整要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	日米共同方面隊指揮所演習	日米共同方面隊指揮所演習
五月十六日	五月十六日	五月十六日
米國ハワイ州米陸軍施設	米國ハワイ州米陸軍施設	米國ハワイ州米陸軍施設
調整要領の演練	調整要領の演練	調整要領の演練
航空自衛隊総合演習	航空自衛隊総合演習	航空自衛隊総合演習
九月二十五日	九月二十五日	九月二十五日
北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域	北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域	北海道上空空域、三沢空域及び秋田西方空域
連携要領の演練	連携要領の演練	連携要領の演練

平成三年度		平成二年度	
海上自衛隊演習	九月二十九日、 十月十四日	本州南方及び東方海域	連携要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	一月二十五日、 二月二日	仙台駐屯地	調整要領の演練
日米共同統合演習 (指揮所演習)	一月二十五日、 二月二日	檜町、在日米軍司令部等	調整要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	五月十五日、 五月二十四日	米國ハワイ州米陸軍施設	調整要領の演練
海上自衛隊演習	十月二日、 十月九日	本州南方及び東方海域	連携要領の演練
航空自衛隊総合演習	十月十六日、 十月十九日	三沢東方空域、秋田西方空域及び沖繩周辺空域	連携要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	二月二十二日、 二月二日	札幌駐屯地、真駒内駐屯地及び東千歳駐屯地	調整要領の演練
日米共同統合演習 (指揮所演習)	二月二十二日、 二月二日	檜町、在日米軍司令部等	調整要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	五月二十四日、 五月三十一日	米國ハワイ州米陸軍施設	調整要領の演練
航空総隊総合演習	十月十一日、 十月十三日	三沢東方空域、秋田西方空域及び沖繩周辺空域	連携要領の演練
海上自衛隊演習	十一月八日、 十一月十五日	本州南方及び東方海域	連携要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	二月二十一日、 二月二十八日	東千歳駐屯地	調整要領の演練
日米共同統合演習 (指揮所演習)	一月二十二日、 一月三十一日	檜町、在日米軍司令部等	調整要領の演練

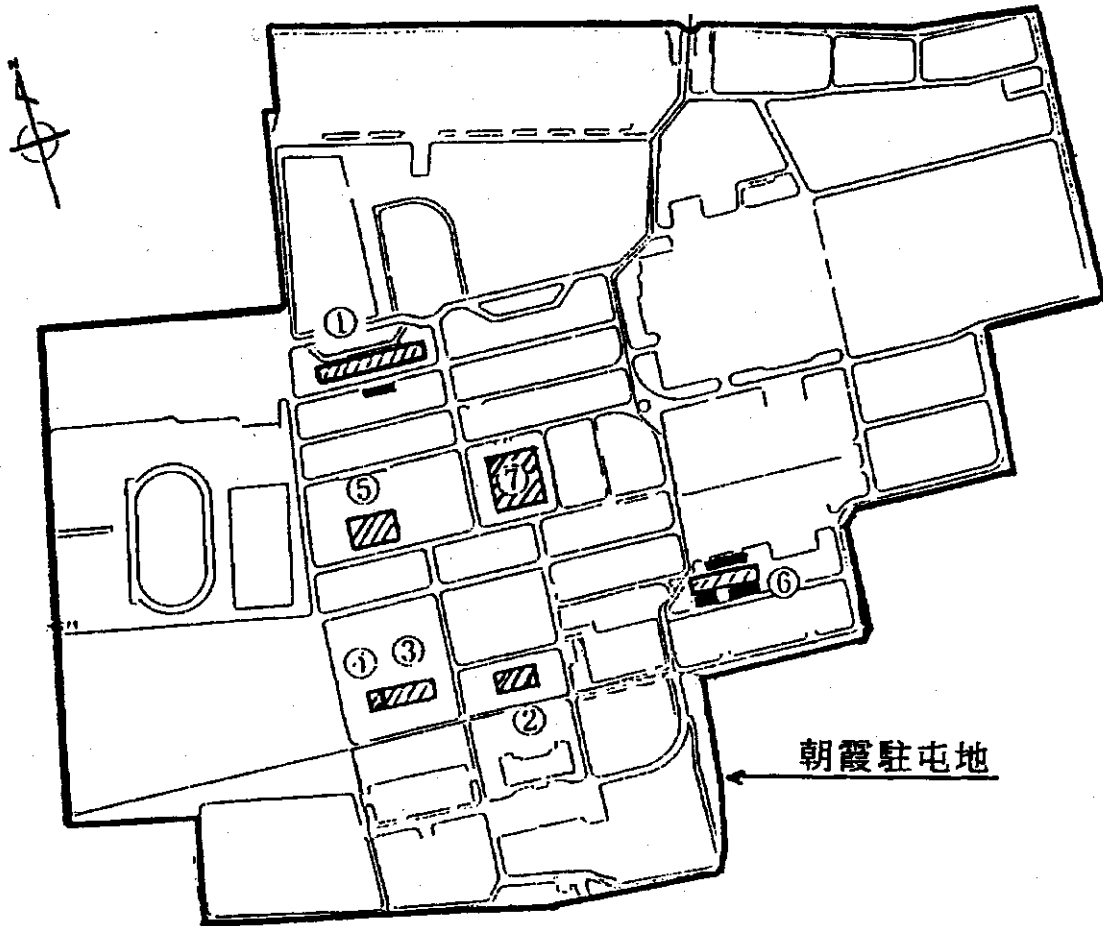
平成四年度	平成五年度	平成六年度
日米共同方面隊指揮所演習 五月十二日 米国ハワイ州米陸軍施設	日米共同方面隊指揮所演習 五月十二日 米国ハワイ州米陸軍施設	日米共同方面隊指揮所演習 五月十一日 米国ハワイ州米陸軍施設
航空総隊総合演習 十月五日 三沢東方空域、秋田西方空域及び沖縄周辺空域	航空総隊総合演習 十月五日 三沢東方空域、秋田西方空域及び秋田西方空域	航空総隊総合演習 十月五日 三沢東方空域、秋田西方空域等
海上自衛隊演習 十一月十七日 九州西方、九州南方海域等	日米共同統合演習（実動演習） 十一月十七日 北海道大演習場及び矢野別演習場並びに北部及び中部日本周辺海空域	海上自衛隊演習 十一月十七日 九州西方、九州南方海域等
日米共同方面隊指揮所演習 一月十八日 仙台駐屯地	日米共同方面隊指揮所演習 一月十八日 仙台駐屯地	日米共同方面隊指揮所演習 一月十八日 仙台駐屯地
自衛隊統合演習 十月十二日 九州南方から本州東方に至る海域、三沢東方空域及び秋田西方空域	自衛隊統合演習 十月十二日 九州南方から本州東方に至る海域、三沢東方空域及び秋田西方空域	自衛隊統合演習 十月十二日 九州南方から本州東方に至る海域、三沢東方空域及び秋田西方空域
日米共同方面隊指揮所演習 二月二十六日 東千歳駐屯地	日米共同方面隊指揮所演習 二月二十六日 東千歳駐屯地	日米共同方面隊指揮所演習 二月二十六日 東千歳駐屯地
日米共同統合演習（指揮所演習） 二月二十四日 釧路、在日米軍司令部等	日米共同統合演習（指揮所演習） 二月二十四日 釧路、在日米軍司令部等	日米共同統合演習（指揮所演習） 二月二十四日 釧路、在日米軍司令部等
調整要領の演練	調整要領の演練	調整要領の演練
連携要領の演練	連携要領の演練	連携要領の演練
調整要領の演練	調整要領の演練	調整要領の演練
連携要領の演練	連携要領の演練	連携要領の演練
海上自衛隊演習 十一月十八日 九州南方から本州東方に至る海域	海上自衛隊演習 十一月十八日 九州南方から本州東方に至る海域	海上自衛隊演習 十一月十八日 九州南方から本州東方に至る海域
連携要領の演練	連携要領の演練	連携要領の演練

平成七年度				平成八年度			
日米共同統合演習 (指揮所演習)	十一月十八日	檜町及び横田基地	調整要領の演練	日米共同統合演習 (実動演習)	十一月十四日	北海道大演習場及び王城寺原演習場並びに北空域	連携要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	二月二十三日	北熊本駐屯地及び横田基地	調整要領の演練	日米共同方面隊指揮所演習	二月二十三日	米国ハワイ州米陸軍施設	調整要領の演練
航空総隊総合演習	六月二十三日	日本全域及びその周辺	連携要領の演練	航空総隊総合演習	六月二十三日	米国ハワイ州米陸軍施設	調整要領の演練
海上自衛隊演習	十一月十六日	九州南方から本州東方に至る海域	連携要領の演練	海上自衛隊演習	十一月十六日	東千歳駐屯地	調整要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	二月二十二日	等	調整要領の演練	日米共同方面隊指揮所演習	二月二十五日	檜町、在日米軍司令部	調整要領の演練
日米共同統合演習 (指揮所演習)	二月二十二日	等	調整要領の演練	日米共同統合演習 (実動演習)	六月十九日	米国ハワイ州米陸軍施設	調整要領の演練
海上自衛隊演習	十一月十二日	中部日本海から九州南方を経て関東南方に至る海域	連携要領の演練	海上自衛隊演習	十一月十二日	中部日本海から九州南方を経て関東南方に至る海域	連携要領の演練
航空自衛隊総合演習	十二月十六日	沖縄周辺空域	連携要領の演練	航空自衛隊総合演習	十二月十六日	沖縄周辺空域	連携要領の演練

平成九年度				平成十年度			
日米共同方面隊指揮所演習	二月二十日	仙合駐屯地及び横田基地	調整要領の演練	日米共同方面隊指揮所演習	六月十八日	米国ハワイ州米陸軍施設	調整要領の演練
日米共同統合演習 (指揮所演習)	六月二十六日	米国ハワイ州米陸軍施設	調整要領の演練	日米共同統合演習 (実動演習)	十一月十三日	岩手山演習場、霧島演習場、大矢野原演習場、北海道大演習場及び日本周辺海空域	連携要領の演練
航空総隊総合演習	十月二日	三沢東方空域及び秋田西方空域	連携要領の演練	航空総隊総合演習	十月五日	秋田西方空域及び小松北方空域	連携要領の演練
海上自衛隊演習	十一月十六日	中部日本海から津軽海峡を経て関東南方に至る海域	連携要領の演練	海上自衛隊演習	十一月十五日	日本周辺海域	連携要領の演練
日米共同方面隊指揮所演習	一月二十九日	東千歳駐屯地及び旭川駐屯地	調整要領の演練	日米共同方面隊指揮所演習	六月十七日	米国ハワイ州米陸軍施設	調整要領の演練
日米共同統合演習 (指揮所演習)	二月二十日	等	調整要領の演練	日米共同統合演習 (実動演習)	十一月十三日	岩手山演習場、霧島演習場、大矢野原演習場、北海道大演習場及び日本周辺海空域	連携要領の演練
海上自衛隊演習	十一月十六日	中部日本海から津軽海峡を経て関東南方に至る海域	連携要領の演練	海上自衛隊演習	十一月十五日	日本周辺海域	連携要領の演練
航空自衛隊総合演習	十二月十六日	沖縄周辺空域	連携要領の演練	航空自衛隊総合演習	十二月十六日	沖縄周辺空域	連携要領の演練

別添資料

新規提供した土地及び建物の朝霞駐屯地内の位置



凡 例	
建物	① 隊 舎
	② 体育館
	③ 隊 舎
	④ 浴 場
	⑤ 浴 場
	⑥ 宿 舎
	⑦ 食 堂
土地	■

縮尺 1 : 8 8 0 0

0 100 300m

平成十一年一月二十二日提出
質 問 第 三 号

航空自衛隊の初等練習機の選定過程に関する
質問主意書

提出者 藤田 幸久

航空自衛隊の初等練習機の選定過程に関する
質問主意書

航空自衛隊による初等練習機の選定過程に対する
疑念が表明されている。これは単に防衛庁のみ
ならず、従来から疑問視されてきた、日本国とし
ての政府調達における公平性と透明性に対する国
際的な信頼を大きく損なうものである。日本の政
府調達に対する国際社会からの疑念は、我が国の
国益に関わる重大な問題であり、看過できない。
したがって、次の事項について質問する。

- 一
- 1 一九九五年に、防衛庁は、T-3に代わる
次期初等練習機の経営見積りを、富士重工に
求めたが、いつ、誰が、どのような目的でこ
れを求めたか。
- 2 これに対して、富士重工は、いつ見積りを
提出したか、また一機当たりの価格(単価)、
及び性能を含むその見積りの明細を答えよ。
また、その内訳の中で官給品の価格を答え
よ。
- 3 それを基にして、防衛庁はいつ試算を行っ
たか、またその単価及び明細を答えよ。

- 4 初期初等練習機の選定過程において、前項
の富士重工の見積り、及び防衛庁の試算は、
各々どのような意味を持っているか。

二

- 1 次期初等練習機のエンジンについて入札前
に調査を行ったことはあるか。行っているこ
とすれば、調査の日時、担当者、予算額、目
的、内容を答えよ。
- 2 前項に関連して、アリソン社のエンジンに
関する調査は行っているか。行っていること
とすれば、それは防衛庁が独自に行ったか、それ
とも富士重工など業者に委託したか、また、
その調査の日時、担当者、予算額、目的、内
容を答えよ。

三

- 1 一九九八年五月の説明会の際に、航空幕僚
監部は、IRAN方式の採用を提案各社に対
して要請したとされるが、これは事実か。ま
た、誰が、いつ、どのような形で要請したか。
また、同方式の採用を求めた理由は何か。
- 2 航空幕僚監部による「初等練習機に対する
要求性能等」に、IRAN方式の採用を求め
る旨の記述はあったか。
- 3 防衛庁の航空機のIRANを請け負う航空
機整備会社は国内に何社あるか。また、その
社名を答えよ。
- 4 前項の航空機整備会社に、過去十年間に再

就職した防衛庁職員、自衛官の詳細を答え
よ。

- 5 海上自衛隊によるT-5に対する「要求性
能等」でも、同様にIRAN方式の採用を求
める旨の口頭又は文書での要求はあったか。
また、当時富士重工が示したT-5一機当た
りの価格及び性能を含む見積りの明細を答え
よ。また官給品の明細を答えよ。

四

- 1 一部報道で、航空幕僚監部関係者が入札
前、富士重工に「今回の入札は価格が勝負」と
助言したとされるが、このことに関する事実
関係を答えよ。また、もし事実関係を把握し
ていないならば、防衛庁は事実調査を行うの
か。
- 2 次期初等練習機選定の職務権限を、有して
いたのは誰か。選定委員会の様な組織が存在
しているならば、その構成員の氏名、役職、
役割担当を答えよ。また実際の決定は、いつ
誰が行ったか。
- 3 次期初等練習機に絡み、防衛庁装備局及び
航空幕僚監部関係者が中島洋次郎衆院議員か
ら公式・非公式に請託を受けた事実はある
か。その詳細を答えよ。
- 4 一九九八年十一月に発覚した航空幕僚監部
関係者による資料隠し問題において、次期初

等練習機関連資料が移動された事実関係を、
予算関係を含めて答えよ。

五

- 1 一九九八年六月十五日の提案書提出の段階
で、T-7は型式証明を受けていたか。
- 2 これまで防衛庁による航空機調達で、型式
証明の無い航空機に関する提案書を受けたこ
とがあるか。あれば全て答えよ。
- 3 一九九八年五月十五日、津典装備部長が提
案6社に対して、「海外の会社も、自由に
やって下さい。」と述べたといわれるが、これ
は事実か。またこのことは整備方式も自由に
することを意味するのか。
- 4 本件の初等練習機調達は、「公募(＝国際入
札)」に当たるのか、それとも「随意契約」に該
当するのか、答えよ。
- 六 一九九七年夏、ピラタス社から防衛庁に、名
古屋空港などでのPC7mkIIの試験飛行への
招待がなされたと言われている。この招待を受
けたならば、同試験飛行を見学に訪れた防衛庁
職員、自衛官の氏名と役職を答えよ。また、そ
の際に、PC7mkIIに対してなされた性能を
含む評価の内容を答えよ。また仮に、この招待
を断っているならば、その理由を答えよ。
右質問する。

内閣衆議一四五第三号

平成十一年二月二日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員藤田幸久君提出航空自衛隊の初等練習機の選定過程に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員藤田幸久君提出航空自衛隊の初等練習機の選定過程に関する質問に対する

答弁書

一の1について

防衛庁において航空幕僚監部及び富士重工業株式会社の当時の担当者を確認したところ、平成七年春から夏頃にかけて、当時、現有の初等練習機T-3(以下「T-3」という。)のエンジンが生産中止となっていたことから、航空幕僚監部担当者から初等練習機の製造実績のある富士重工業株式会社に對して、異なるエンジンを装備した上でT-3と同等の性能を有する航空機を調達する場合の経費の試算を求めている。これは、中期防衛力整備計画(平成八年度～平成十二年度)について(平成七年十二月十四日安全保障會議決定、平成七年十二月十五日閣議決定。以下「中期防」という。)の策定に当たって、中期防対象期間中にT-3の後継機の調達が必要となることが見込まれたことから、中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度を把握する作業の一環としてT-3の後継機に関する所要経費を試算するためであった。

要となることが見込まれたことから、中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度を把握する作業の一環としてT-3の後継機に関する所要経費を試算するためであった。

一の2について

防衛庁において航空幕僚監部及び富士重工業株式会社の当時の担当者を確認したところ、富士重工業株式会社が航空幕僚監部の当時の担当者に一の1について述べた試算を提出した時期は、平成七年春から夏頃にかけてであった。当該試算は、当時、T-3のエンジンが生産中止となっていたことから、異なるエンジンを装備した上でT-3と同等の性能を有する航空機であることをその前提として行われ、第一次契約における平均機体価格は約五億五千万円であり、このうち機体部分は約四億六千万円、富士重工業株式会社に對して官給品となり得ると判断したエンジン、プロペラ及び搭載通信電子機器分は約八千万円であった。また、全契約を通じた平均の機体価格は約四億四千万円であり、このうち機体部分は約三億五千万円、エンジン、プロペラ及び搭載通信電子機器分は約八千万円であった。

一の3について

防衛庁において航空幕僚監部の当時の担当者を確認したところ、航空幕僚監部において試算を行った時期は、平成七年夏頃であった。同試算の第一次契約における平均機体価格は約五億四千万円であり、このうち機体部分は約四億六千万円、エンジン、プロペラ及び搭載通信電子機器分は約八千万円であった。

一の4について

一の1について述べた平成七年に行った試算は、一の1についてでお答えしたとおり、中期防の策定に当たって中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度を把握する目的のために実施したものである。他方、平成十年に実施したT-3の後継機の機種選定に当たっては、当該航空機について公正かつ適切な機種選定を行うため、各提案会社から候補機種に係る価格及び経費を含め必要な資料を提案書の形で提出を受けたところである。機種選定における提案書と中期防策定時における試算は関係がない。

二について

御指摘の入札は機種選定手続と考えられるが、防衛庁においては、機種選定手続に入った平成十年四月以前にT-3の後継機のエンジンについて調査を行っていたという事実は、現在のところ、把握していない。

明者に確認したところ、当該説明会において航空幕僚監部から提案会社に対して、御指摘のIRAN(航空機の機体の整備を一定の間隔で集中して行うことをいう。以下同じ。)方式の採用を要請したという事実は、把握していない。

三の2について

御指摘の「新初等練習機に対する要求性能等」においてIRAN方式の採用を求める旨の記述はない。

三の3について

現在、防衛庁が保有する航空機の御指摘のIRAN等の定期修理を請け負っている会社は、川崎重工業株式会社、新明和工業株式会社、株式会社ジャムコ、日本飛行機株式会社、富士重工業株式会社及び三菱重工業株式会社の六社である。

三の4について

離職した自衛隊員の再就職に関し、防衛庁において、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第六十二条の規定による自衛隊員の再就職の規制に関して把握している昭和六十三年から平成九年度までに離職した行政職(十級相当以上の事務官等及び一佐以上の自衛官の離職後二年間における再就職の状況は、平成十年十一月一日現在において次表のとおりである。

会 社 名	事務官等	自 衛 官	合 計
川崎重工業株式会社	六名	四一名	四七名
新明和工業株式会社	一名	一一名	二二名
株式会社ジャムコ		五名	五名
日本飛行機株式会社	二名	一一名	二三名
富士重工業株式会社	二名	一八名	二〇名
三菱重工業株式会社	八名	五〇名	五八名

三の5について

海上自衛隊の練習機T-5の導入に際しては、航空自衛隊のT-3の後継機を選定した時のような機種選定は行っていない。したがって、お尋ねの事項を含む提案要求書は作成していない。

四の1について

防衛庁においては、現在確認を行っているところであるが、これまでのところ御指摘のような事実は把握していない。

四の2について

航空機の機種選定において機種を決定するのは防衛庁長官であるが、防衛庁長官が機種を決定するに当たり、その諮問に応じるため、防衛庁に航空機機種選定会議が置かれている。T-

3の後継機の機種選定に関して平成十年八月十九日に開催された航空機機種選定会議に出席した構成員の役職(氏名)は次のとおりであり、議長に防衛事務次官が充てられ、委員は、それぞれの所掌事務の観点から審議に加わるものである。

防衛事務次官(秋山昌廣)(当時)

長官官房長(藤島正之)(当時)

防衛局長(佐藤謙)

経理局長(大森敬治)(当時)

装備局長(及川耕造)

防衛力整備計画を担当する参事官(伊藤康成)(当時)

(当時)

技術研究開発を担当する参事官(青山謹也)

航空幕僚長(平岡裕治)

統合幕僚会議議長(夏川和也)

人事教育局長(坂野興)

また、防衛庁長官が機種決定を行ったのは、平成十年八月二十七日であった。

四の3について

防衛庁においては、現在のところ、御指摘のような事実は把握していない。

四の4について

御指摘のような事実はない。

五の1について

御指摘の平成十年八月十五日において、富士重工業株式会社の提案機種であるT-3改は、航空法(昭和二十七年法律第二百一十一号)第十二条第一項の型式証明を受けていない。

五の2について

防衛庁の航空機の調達においては、例えば要撃戦闘機F-15や要撃戦闘機F-4のように型式証明を受けていない航空機もあるが、これまでのすべての事例についてお答えすることは、該当する資料がないものもあり困難である。

五の3について

防衛庁において、御指摘の者に確認したが、御指摘のような事実は把握していない。

五の4について

御指摘の調達は機種選定手続と考えられる

が、機種選定手続は次年度以降の予算要求等のため、提案書に基づいて候補機種の評価及び最適な機種の選定を行うものであり、選定された機種の航空機の調達は、次年度以降の予算の成立後に、その執行過程において契約行為がなされるものである。機種選定と契約行為として行われる入札及び随意契約とは別個のものである。

なお、一般論であるが、機種選定を経た上で行われる航空機の調達は随意契約により行われているところである。

六について

御指摘の試験飛行は、平成九年七月に名古屋空港及び宇都宮空港で実施されたPC-7 Mk IIの展示飛行と思われるが、防衛庁においては、現在までのところ、名古屋空港の展示飛行については、丸紅株式会社から航空幕僚監部防衛部防衛課の幹部職員に案内状が送付されたことは確認したが、航空幕僚監部からの見学者がいたことは確認していない。見学しなかった理由は、平日に遠隔地で実施されたこと及び業務が多忙であったことによるものと把握している。また、宇都宮空港の展示飛行については、案内の有無、防衛庁からの見学者の有無等を確認中である。

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員東順治君提出我が国の政府開発援助(ODA)に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年二月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出残虐な刑罰に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年三月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京一〇五―八四四五
二番四号 港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4294

定価

本号一部
送料別
〇〇五円
〇〇四円
送料別